

財務金融委員会議録 第九号

衆議院

平成二十五年五月二十一日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 金田 勝年君

理事 伊藤信太郎君

理事 竹本 直一君

理事 安住 淳君

理事 上田 勇君

安藤 裕君

小倉 將信君

鬼木 誠君

小泉進次郎君

小林 鷹之君

田畑 穀君

中山 展宏君

福山 守君

牧島かれん君

御法川信英君

階 猛君

古本伸一郎君

西野 弘一君

鈴木 克昌君

岡本 圭恵君

三木 三成君

岡本 圭恵君

山之内 竹内

佐々木憲昭君

麻生 太郎君

山口 俊一君

島尻安伊子君

伊東 良孝君

竹内 讓君

丸川 珠代君

長島 忠美君

財務大臣
(金融担当)

内閣府大臣政務官

財務大臣政務官

厚生労働大臣政務官

農林水産大臣政務官

政府参考人
(金融庁総務企画局長) 森本 学君

細溝 清史君

政府参考人
(金融庁証券取引等監視委員会事務局長) 岳野万里夫君

同(宮本岳志君紹介)(第七四五号)

同(宮本岳志君紹介)(第七五三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七五九号)

同(宮本岳志君紹介)(第七六八号)

同(宮本岳志君紹介)(第七七三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七七四号)

同(宮本岳志君紹介)(第七七五号)

同(宮本岳志君紹介)(第七七六号)

同(宮本岳志君紹介)(第七七七号)

同(宮本岳志君紹介)(第七七八号)

同(宮本岳志君紹介)(第七七九号)

同(宮本岳志君紹介)(第七七八号)

閣提出第五九号

○金田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お詫びをいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として金融

小企業庁経営支援部長守本憲弘君の出席を求め、

証券取引等監視委員会事務局長岳野万里夫君、中

小企業庁経営支援部長守本憲弘君の出席を求め、

説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議あり

ませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金田委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○小倉委員 自民党、新人の小倉将信でございま

す。

○金田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。小倉将信君。

○小倉委員 自民党、新人の小倉将信でございま

す。

本日、財務金融委員会で初めて質問に立たせて

いただきます。委員長、理事、委員の皆様には、

このような機会を与えていただき、大変感謝をい

たしております。

私は、大学卒業後、日本銀行で国際金融や銀

行、証券のリスク管理に携わってまいりました。

しかししながら、奉職期間はわずか七年半でござい

まして、今三十一歳の私には、バブルの時期も知

らなければ、その後の日本における金融危機の

ときもまだ高校生でございました。その意味で

は、本日は、大先輩方に胸をおかりするつもりで

質問をさせていただきたいと思います。どうかよ

ろしくお願い申し上げます。

消費税増税の中止に関する請願(赤嶺政賢君紹介)

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内

ものを感じているからあいつた漫画が出てくるんだと思います。

いずれにしても、小倉先生御指摘のとおり、五月の二日、中小企業における個人保証等の在り方研究会において報告書を公表されております。その内容は、もう既に御存じのように、ABLの話やら何やら、ずらつと出でています。

この報告書において、個人保証に関して、契約するときとか履行するときに当たってのいわゆる解決策の方向が示されているんですが、これは中

小企業だけがと言われますけれども、大企業も個人保証をしておられます。大会社の社長さんでもみんな個人保証をしております。失礼ですけれども、あなたの個人保証でウン兆円払えるわけないでしようがと僕は何回もからかつたことがあるぐらいなんですけれども、これはみんなしておられます。銀行の融資を受けられるときに、自分で最後にサインをするときのあの緊張感というのは、これがなくなつたら俺は身ぐるみなくなるなという感じでサインをされる。これは、どの大会社の社長も同じ経験をしておられるはずです。

そういう意味では、日本の場合は、先進国の中では最もこの個人保証の部分が多い国のです。そんなに他国を正確に知っているわけではありませんけれども、そう思つております。保証人の負担の軽減といわゆる中小企業経営者に対する円滑な資金調達の確保というの、ある程度うまいことバランスをとつてやらないと、先ほど御指摘になつたところになろうと思ひますので、これはどの程度にするかというのは、ちょっとと今、私一人の結論でおろせる話のものでもありません。

できる限り早く結論が得られるように、この問題についてのバランスのとり方、個人保証の限度等々につきまして、いわゆる身ぐるみ剥がれて抜かれるものだからともできないからというので、家族をまず離散させて何をさせて、離婚の手続きをとつて何をとつて、ありとあらゆる悲惨な話につながりかねぬということになつて、その人

が再び立ち上がるチャンスをも失うというようなことになりますので、その結果、さらに引き延ばすことになりますのですから、借金がさ

らにふえるということになつていくような問題は、経営者の判断とはいえないなかなか難しいのが実態でありますので、そういう問題に関します。

して、このいただきました報告書をもとに、今後さらに検討を進めさせていただきたいと存じま

す。

○小倉委員 大臣の力強いお言葉を賜りますて、

非常に心強く思います。

私も、企業が倒産していくながら依然として大邸宅に住んでいるというのもやはり納得できない話でしようし、大臣がおつしやつたように、企業が倒産してしまえば、例えば一家六人、四畳一間の住宅に住まなければいけない、こういう悲惨な思いをするのもいかがなものかと思ひますので、そこはぜひ、皆さん納得するような形で決着をしていただきたいと思います。

特に、今、ベンチャーカンパニー企業の活性化ということでも、いかに開業率を高めるかという方向ばかりに議論が進んでおりますが、私は、一方で、閉業率も重要だと思つております。やめたいと思っている企業の経営者がいかにスマートにやめられるか、足を洗えるか、そういうこともやはり政府としてきちんと考えていかなければいけないと、うふうに思ひます。

続きまして、金融機関の秩序ある処理の枠組みについて質問をさせていただきます。

まず、リーマン・ブロザーズの破綻処理のどこに問題があつたのか、私なりに整理をさせていたこの枠組みは、リーマン・ショックの教訓を踏まえて、国際的な議論の中でつくられたものと理解をしております。

第一に、救済する金融機関と処理をする金融機関の間で、先ほど申し上げたような監督当局の恣意性が働くことはないでしょうか。

第二に、金融機関を処理するに当たって、金融機関の資産状況や取引状況を素早く査定して、債務超過か否かの判断を当局なりその他の金融機関が下すことはできるのでしょうか。

第三に、複雑な金融機関や市場取引を通じて、機関の処理が、想定しない形で他の金融機関に伝播する可能性はないのでしょうか。

そして、最後の第四点でございますけれども、万が一損失が発生した場合、今回のスキームでした他の金融機関も、同社の資産取引状況が余りに不透明だったため二の足を踏んでしまって、その結果、リーマン・ブロザーズはどこからも助けられることなく破綻することになりました。現在の複雑な金融商品や取引関係のもと、加えて金融危機のもとでは、短期間で市場価格が大きく変動しますので、金融機関の資産状況を短期間に把握することは私は困難だと思います。

第三のポイントが、リーマン・ブロザーズが破綻した後に、その複雑な証券化商品や市場取引を通じて瞬く間に他の金融機関にも損失が膨らんで、監督当局が当初想定し得なかつた危機が伝播をして、システムリスクが米国内に生じてしまつた、これも問題だと思います。

第四に、これは報酬の問題なんですが、例えば、リーマン・ブロザーズの当時のファルドCEOは、五億ドルの報酬をこれまで受け取つていました。退職するときには三億ドル、三百億円ですね。このような多額の報酬を受け取つていながら、経営を失敗したときに、アメリカ政府から多額の公的資金を注入してもらつた。このような高額な報酬を受け取つていて傲慢なバンカーが放漫経営をしたツケを国民が払つたことに大きな反発があつたわけであります。

以上の四点を踏まえまして、今回の破綻処理スキームが本当に市場型金融危機に対応できるものなのかどうか、四点ほど確認をさせていただきます。

第一に、当時のアメリカのボールソン財務長官は、大き過ぎて潰せない、いわゆるツーピッグ・ツーフェールでございますが、そうであることをよいことに、金融機関の経営者がリスクを度外視

第一に、救済する金融機関と処理をする金融機関の間で、先ほど申し上げたような監督当局の恣意性が働くことはないでしょうか。

第二に、金融機関を処理するに当たって、金融機関の資産状況や取引状況を素早く査定して、債務超過か否かの判断を当局なりその他の金融機関が下すことはできるのでしょうか。

第三に、複雑な金融機関や市場取引を通じて、機関の処理が、想定しない形で他の金融機関に伝播する可能性はないのでしょうか。

そして、最後の第四点でございますけれども、万が一損失が発生した場合、今回のスキームでした他の金融機関も、同社の資産取引状況が余りに不透明だったため二の足を踏んでしまって、その結果、リーマン・ブロザーズはどこからも助けられることなく破綻することになりました。現在の複雑な金融商品や取引関係のもと、加えて金融危機のもとでは、短期間で市場価格が大きく変動しますので、金融機関の資産状況を短期間に把握することは私は困難だと思います。

第三のポイントが、リーマン・ブロザーズが破綻した後に、その複雑な証券化商品や市場取引を通じて瞬く間に他の金融機関にも損失が膨らんで、監督当局が当初想定し得なかつた危機が伝播をして、システムリスクが米国内に生じてしまつた、これも問題だと思います。

第四に、これは報酬の問題なんですが、例えば、リーマン・ブロザーズの当時のファルドCEOは、五億ドルの報酬をこれまで受け取つていました。退職するときには三億ドル、三百億円ですね。このような多額の報酬を受け取つていながら、経営を失敗したときに、アメリカ政府から多額の公的資金を注入してもらつた。このような高額な報酬を受け取つていて傲慢なバンカーが放漫経営をしたツケを国民が払つたことに大きな反発があつたわけであります。

以上の四点を踏まえまして、今回の破綻処理スキームが本当に市場型金融危機に対応できるものなのかどうか、四点ほど確認をさせていただきます。

立ちまして、金融庁の検査監督あるいは預金保険機構の報告徴求等によりまして、迅速に資産査定、確認が可能になるものというふうに考えております。

三点目の、金融機関の破綻処理を行う場合に、何らかの理由で他の金融機関に危機が伝播してしまった可能性があるのではないかという点につきましては、まず、この破綻処理の眼目であります重要な市場取引等を的確に把握しまして、それを履行させるということが基本でございますが、そのほかにも、例えば「デリバティブ取引等につきまして、早期解約条項」というものがございます。この条項が発動されると、確かに、別の経路で危機が伝播する可能性がございますので、本法案にございまして、そうしたことによりまして市場における危機の伝播を防ぎ得るものというふうに考えております。

最後に、費用負担における政府補助の問題でございます。

この費用負担は、原則として金融機関が事後負担するということになつておりますが、そうした事後負担をかけますと金融機関の財務状況を著しく悪化させまして我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱を生ずるおそれがあるといふ外的な場合には、政府補助が可能ということとさせていただいております。

以上でございます。

○麻生國務大臣 これは、小倉先生、物すごく大事なところだと思います。基本的には、国は、財政のバランスとしては国債比率がGDP比の二〇%以下ぐらいであつたアイルランドが、市中銀行が、「デリバティブ」とは言わぬけれども、サブプライムローン等々何となくちょっと怪しげなものに目がくらんで、みんな手を出した。その額が物すごいものになつて、取りつけ騒ぎが起きた途端に、アイルランドじゅうの銀行が全部破綻。それはアイルランドの国民に多

大な迷惑をかけるので、そのアイルランド銀行の負債というか、しまい込んだ分をアイルランド政府が払つた。それによって国民の生活は維持し、よい込んだという形であれを救つた。多分、あれば一番極端で、わかりやすい例だと思います。

日本の場合は、その種の話に今回余りひつかひ思いますが、しかし、幸いに、日本の銀行は余り英語のできる人がいなかつたものだから、あれはひつかからなかつたんですよ。正直なことを言うと。それで結果として日本は助かつたと思います。今回の二〇〇八年のリーマン・ショックの後の被害というのは、割としては日本が一番少なかつたと思います。しかし、アイルランドというのは、国債とGDPの比率からいって日本よりはるかにいい。ところが、一挙に一国潰れちゃうんですから、財政破綻です。

そういうふうになりますので、銀行をある程度監督しながら負債を覚悟するということを決めておかないと、國民としては、大丈夫かということになつて、金融収縮を促進することになりかねぬというところが私どもの一番心配しているところで、先ほどのような条項がついたと御理解いただければ存じます。

○小倉委員 大臣、御答弁ありがとうございます。

この金融危機対応というのは、私は震災と通ずるところがあると思っておりまして、起きないだろうと思っているときには起きてしまう、起きたときの被害が甚大なので、みな目を背けてしまうということがあろうかと思ひます。

金融危機は常に形を変えてやってくるという言葉もございます。そういう意味では、今回の制度の意味ではない、あるいは、制度があるがゆえにかえつて危機を増幅してしまうことにならないように、これ

も防災訓練と同じだと思ひますけれども、事前にあらゆる局面を想定して、細部を詰めて、きちんとこの制度がワーケーするよう検討していただきたいと思います。

次に、金融取引税、これはまだ余り関心が出てきていませんけれども、質問させていただきたいと思います。

EU加盟国十一カ国、この中にフランスとかドイツとかイタリア、スペインといった大きな国も含まれているんですけども、金融取引税の導入を目指して、ことしの一月より議論を続けております。投機的な金融取引により生じた前回の金融危機を受けて、先ほど大臣がおっしゃつたよう

に、政府が多額の公的資金の注入を行う羽目になつたために、その穴埋めの財源を金融取引の当事者たちから徴収しようというのがこの金融取引税の趣旨です。

EU域内のことだから日本は関係ないかというと、実際にはそうではありませんで、議論のたまき台となるEUの「デイレクトives」指令案を素直に読むと、この取引税は、例えば、邦銀のみずほが日本国内でフランスのルイ・ヴィトンと株取引をする場合、あるいは、みずほ銀行と三井住友銀行、すなわち、邦銀同士が東京でルイ・ヴィトンの社債を売買する際に、いずれもこのヨーロッパの金融取引税が課税されてしまうわけですね。さらには、証券会社は、通常、レボ取引と呼ばれる証券貸借取引を繰り返して資金調達をするんですが、悪いことは、取引のたびに課税されてしまうと、一回当たりわずか〇・一%でも、最終的には雪だるま式にこの課税が膨らんでいく、調達コストが物すごく膨らんでしまう。

そういう意味では、これは、邦銀、邦証にとつて対岸の火事ではないと思います。来年の一月に

だな

といふふうに思います。これもちょっと納得いかない話だなというふうに思います。

金融の安定性を高めるために規制改革はしっかりと行うべきだと思いますが、それが日本の実情やあるいは日本のユーザーの実益を反映したものであるとしつかりと国際的に主張していただきたいというふうに思います。

続きまして、投資信託やJ—REITをめぐる法改正についてお聞かせください。

貯蓄から投資へ、これは私は非常に重要な法改正ですが、さらに重要なのは、貯蓄から長期投資へだというふうに思つております。国民にとつて

さすが小倉委員、専門的に、細かく御指摘をい

ただいているというふうに思つております。

EUのこの金融取引税構想については、EUの一部諸国、十一カ国が共同で導入を目指しております。現在、EU内において、その内容に関する議論が行われているということは、承知をしております。

て、資産を長期間投資することによって、老後の生活や不測の事態にも備えることができるからです。また、日本の企業にとつても、長期間安定して投資してもらえる資金の存在は非常に頼もしいものであるからです。

しかし、残念ながら、日本の投資信託の現状を見ると、そのようになつております。

日本の証券会社の収益は販売手数料に支えられておりまます。したがつて、証券会社は、顧客に一つの投資信託を長期間保有することを勧めるよりも、新商品を次々と日くらましのように販売して、それを顧客に勧めることに躍起になつてしまつております。結果として、これは証券会社にとっても損をしている話でありまして、投資信託がこういう小口化をして、そして、その維持コストが増嵩することによって、証券会社自身の首を絞めることにもつながっております。

○島尻大臣政務官 まさに、委員御指摘の貯蓄かお聞かせください。

○島尻大臣政務官 まさに、委員御指摘の姿勢が、日本の資産形成や投資信託市場の成熟化の妨げになつてゐると思いますが、この点、いかがでしようか。政府としてサポートできる手段はあるのでしょうか。

○岡本委員 公明党的な岡本三成です。よろしくお

願いいたします。

きょうは、このような質問の機会を頂戴いたしました。

まず初めに、今回の法改正、五本の大きな柱か

ら成つておりますけれども、本日は、時間も限られておりますので、特に、日本の経済の再生のために重要なことは実際にはないかな

うふうに認識しております。

ただ一方で、返済条件の緩和を受けた企業の倒産の件数も実はふえておりまして、こちらは四月でいいますと四十一件が倒産をしておりまして、こちらも七カ月連続で倒産の件数がじわじわふえている状況でありますけれども、金融庁といたしまして、四月以降の中小企業を取り巻く金融の動向全般に対しても、どのような御判断をしていらっしゃるか、教えていただければと思います。

○島尻大臣政務官 金融庁として、関係省庁が各業界、借り手側に対しても行つたヒアリング、あるいは金融機関に対して行つたヒアリングによりま

すと、金融機関の融資姿勢や貸し付け条件の変更等への対応姿勢について、三月末までと四月以降

とで大きな変化は見られないという見解でござい

ます。

いずれにしても、引き続き関係省庁とも連携し

は、投資家に交付される運用報告書のうち、特に重要な事項をわかりやすく説明する交付運用報告書というものを創設いたしまして、運用内容等についての投資家の理解を一層進めるよう措置させていただく予定でございます。

○金田委員長 時間が参りました。

○小倉委員 はい、わかりました。

どうもありがとうございました。

アベノミクスで金融というと、どうしても金融緩和が前面に出てしまいますが、本丸は金融資本市場の改革で、いかに千五百兆円の個人金融資産をうまく活用して日本の経済の成長につなげるかだと私は思つております。ぜひ、麻生大臣の強力なりーダーシップで、この点について、前に政策を推し進めていただきたいと思います。

私の質問は以上でございます。どうもありがとうございました。

○岡本委員 ありがとうございます。

三月末で円滑化法が切れたわけですけれども、東京商工リサーチによりますと、四月の企業の倒産件数は、前年の同月比で比べますとマイナスの一〇・四%、八百九十九件で、これは六ヶ月連続で前年同月比を下回っております。したがいまして、政府が金融機関に要請をしておりますように、直ちに返済を迫るようなことがないようになります。

まず初めに、今回の法改正、五本の大きな柱から成つておりますけれども、本日は、時間も限られておりますので、特に、日本の経済の再生のために重要なことは実際にはないかなうふうに認識しております。

ただ一方で、返済条件の緩和を受けた企業の倒産の件数も実はふえておりまして、こちらは四月でいいますと四十一件が倒産をしておりまして、こちらも七カ月連続で倒産の件数がじわじわふえている状況でありますけれども、金融庁といたしまして、四月以降の中小企業を取り巻く金融の動向全般に対しても、どのような御判断をしていらっしゃるか、教えていただければと思います。

○島尻大臣政務官 金融庁として、関係省庁が各業界、借り手側に対しても行つたヒアリング、あるいは金融機関に対して行つたヒアリングによりま

すと、金融機関の融資姿勢や貸し付け条件の変更等への対応姿勢について、三月末までと四月以降

とで大きな変化は見られないという見解でござい

ます。

いずれにしても、引き続き関係省庁とも連携し

域の経済の再活性化に資する効果が見込まれる場合に限つて、銀行がより柔軟に資本性資金の供給ができるようにするためのものでございます。もう十分おわかりいただいているというふうに思いますけれども。

御質問の、今般の見直しに関しましては、円滑化法の期限到来後の対応策として行うものではございませんが、事業再生や地域経済の再活性化に資するという意味では、円滑化法の期限到来後の諸施策と共に通した目的を有しているということを考えおりまして、御質問の、いつからということで、円滑化法との関連については今申し上げた次第でございます。

○岡本委員 ありがとうございます。

しましては、御存じのように、デット・スマップローンをエクイティ・株式にかえるということになりますから、金融機関の立場からしますと、ローンを出しているお会社が金利が払えなくなると倒産の要件、年限を拡大していくことに加えます。

今回、いわゆるデット・エクイティ・スマップの要件、年限を拡大していくことに加えます。

そこで、銀行等の子会社、投資専門会社を通して積極的な投資、資本性の資金を地域に供給していくことなどなんだとと思うんです。

○岡本委員 その中で、二つ大きな解決策といたしまして、今回、いわゆるデット・エクイティ・スマップの要件、年限を拡大していくことに加えます。

そこで、銀行等の子会社、投資専門会社を通して積極的な投資、資本性の資金を地域に供給していくことが、地域の経済を活性化するということを主眼的に置いているからであります。

○岡本委員 初めにこのよだな質問から開始をさせさせていただきましたのは、今回のこの法改正の目的が、地域の経済を活性化するということを主眼

つつ、中小企業の金融等の実態をきめ細やかに把握していきたいというふうに考えております。

〔委員長退席、竹本委員長代理着席〕

も、大臣がこの委員会でもよくおっしゃつておられるように、いつも不動産担保ばかりのローンであれば目つきの力は養われない。一方で、アセットベースローンのよう、本当の目つきの力をつけていくことが金融機関の力もつけるし地域経済も発展していくことになれば、株式を出资していくというのは目つきの上では最も重要な目

の地域金融機関の力を上げて、地域経済を活性化させていくというふうに思うんですね。

その意味では、今回の、投資子会社を通じた積極的なスタートアップへの投資というの、法改正としては、十分にその地域金融機関にインセンティブを与えるようなものになつていいかどうかということは私疑問に思つておるんですが、その効果をどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○島尻大臣政務官 今般の見直しに当たつては、現行規制の枠組みを維持しつゝ、事業再生や地域経済活性化等に資する効果が見込まれる場合に、銀行等がより柔軟に資本性資金を供給できるよう規制を見直すこととしているところでございます。これによつて、銀行等の健全性を確保しつゝ、資本性資金の供給主体としての銀行等の役割が發揮される得る環境が整備されることとなるということを考えております。

岡本委員御指摘のように、やはり金融機関も目を向けて、資金を供給しやすい環境といたのは、やはりやっていかなければならぬといふに思ひますが、大きな変化ではなくて、着実にその方向に進むようなものが望ましいのではないかというふうにも考えております。

○麻生国務大臣 これは、岡本先生、おわかりのところなんですが、基本的に、おい、俺、会社をやるから、岡本、金貸せと。大体、日本、ドイツ、韓国、皆そうですよ。おい、麻生、俺、会社やるから、おまえ、ちょっと出資しろと。これはイギリス、フランス、大体そう。この差は多分、戦勝国と敗戦国の違いというのも大きいですが、基本的に金を持っているか持つていない個人金融資産を持っているかなんですよ。

金を借りた場合においては、これは御存じのように、利益は出さなくて金利さえ払つておけば文句は一応つけられないわけですね。ところが、資本を出した場合は、間違いなく配当をしない限りはそれは払えませんから、そうなつてくると、その会社の経営内容を黒にしてもらわぬ限りは

金が返つてこない。

したがつて、大丈夫かということを調べるために、戦勝国というか、アメリカとかイギリスとか、そういうたところにおいては公認会計士が発達したんだと思うんですね。日本とかドイツの場合は、金利を払うとすれば別に配当しなくてもええということになりますと、いかに税金を払わないと金利をということを考えますから、当然税理士が発達したんですよ、日本の場合は、ドイツの場合もそうですけれども。

そういう歴史がありますので、私どもの国の場合を例に引けば、今島尻政務官からも申し上げましたように、基本的に、会社としては、借金返済が滞らない程度に、金利が払える程度に利益を出すということになる。貸している方は貸していられる方で、その会社が潰れない程度にとなれば、一番かたいのは、土地がずっと右肩上がりでしたので、土地の担保さえそこそことつておけば間違ひ思つています。

○岡本委員 大臣、ありがとうございます。
私は、今回の法改正はいいバランス感覚だと思つてゐるんです。つまり、5%ルールの基本的な哲学というのは、銀行が余りにも直接的に株式の出資に積極的になつてしまりますと、預金業務を行つてゐる銀行の健全性を損なうリスクがありますし、一方で、加えまして、企業支配につながるようなこともあつてもいけない。ただ、なぜここにこだわつておるかといいますと、両方をバランスをとつた上で、いい法改正のバランスだというふうに思つておるんです。

なぜここにこだわつておるかといいますと、

私、欧米で金融機関で長く働いておりまして、欧

米でいわゆる出資をする成功例が多く見られますのは、出資をすると、その会社がもうからないと

配当金も株式の上昇もないんですね。一方、ローンだけに終わりますと、極端な言い方をすれば、その会社がもうかる、もうからないは全く関係ないです。ずっと赤字が続いていても、キャッシュフローさえ回つていれば、金利さえ返してもらえば文句がないので、要は、その会社のことを本当に育てていこうという気持ちにならぬなりづらいという現実もあります。

ですから、出資をした場合には、ほとんどのケース、あるときはその会社の営業部長となつて営業先と一緒に探しに行つたり、あるときは経理部長になつて会社の経理を一緒に徹底的に改善したりするので、お金の質が問題なのではなくて、その後にやる経営支援の集中の仕方に全く次元が異なつてくるものがあるのです、今まで以上に、今この地域経済を活性化させようと思つたときには

資本性の資金が必要だというふうに思つて、こういう質問をさせていただいています。
その上で、今回、5%ルールを守つていて、大きな nanopoint は、二つ目にあります、投資の専門子会社等を通じて出資をしていくことによつてこの地域経済の活性をしようということになつてゐるんですが、実は、日本に金融機関は五百百以上あります、地域金融機関だけで五百三十二社ありますけれども、この五百三十二社の中でも、投資の子会社を持つておるのはたつたの五社です。つまり、この法改正を行つても、そのチャネルを持つてないこの現状の中で、どういうふうにしてこの法改正を実際の景気の拡大につなげていくかというふうに思つておるが、御答弁いただければと思つております。

○岡本委員 大臣、ありがとうございます。
大臣の御意見に全く賛成でございまして、つまり、今回の法改正が、地域金融機関にとってビジネスチャンスだと思っていただけるようなインセンティブを与えていく必要があると思うんです。そういうことを考えれば、投資専門子会社等も創立されにくだらうというふうに思つておるだけも。

その意味で、何ゆえに今までこのような資本性

の投資が少なかつたかの理由の一つとして、経営者として見れば、リスクに対しリターンが見合はないというような御判断があつたんだと思うんですね。

今年度の予算の中でも、例えば企業に設備投資

と思います。

ただ、幸いにして景気が、今、第三の矢が放たれつつあるところですけれども、これがきちっとした形で二、三年して定着していくたというものが見え、いわゆる物価上昇率を含めてそういうものになつていつたときに、再び景気が上向きになつてきたという状況が定着したという前提に立つたときには、銀行系列というか金融にしてみれば、これはこういう会社を持った方がいいなど思へば、会社をつくっていくんですよ、そういうところは物すごくはしつこいから。僕は、そこらのところは期待するところなんですけれども、いずれにしても、土地神話に頼つて土地だけに担保をつけて出しておくという時代ではとてもやつていけなくなってきた、金融機関というの。この十数年、デフレーション、正確には資産のデフレーションによつて痛い目に遭いましたので、銀行側も。

を促したいときには、設備投資のための減税を予算で措置しております。また、賃金を上げていただきたいということで、賃金上昇分の一部に関しても法人税の減税をしておるように、やはり政府としてその政策に対しして、民間にインセンティブを与えるために、大きなインセンティブを与えるということは非常に重要だというふうに思うんですけれども、投資をする立場の金融機関からすれば、減税を含めましたインセンティブが私は足らがないんじゃないかななど思っているんですね。足らないがゆえに今まで十分に投資がなされていないかつたわけですので、さらにインセンティブを与えるというようなことを、今後御検討されるようなことはいかがでしょうか。

乗っていないのに、次、パットを外したらどうしようかと思っているのと全く同じことで、まずは出資をしていくこうというインセンティブをどんどん与えていくことは本当に重要だというふうに思つております。今まで十分だというふうには、私は全く思っていません。

○岡本委員 今回の法改正の中で、年金運用等に
関するさまざまなステークホルダー、関係者が、
規制強化というような規制を受けます。実は、今回
の改正の中で、投資会社も監査法人も信託銀行
も、規制の強化を受けながら、さらに健全なマーケット
にするために働いていくわけですねけれども、
一つだけ規制を受けていないエンティティ一
がありますし、それは販売証券会社であります。
今回も、販売証券会社の責任は大きいというふ
うに私は思つておりますし、欧米の、日本も含め
まして、主要な金融機関であれば、販売会社には
社内規制でスタートビリティーチェックというもの
があります。

スタートビリティーチェックというのは、その商
品をその投資家に売つていいかとということを事前
に、販売、勧誘する前に社内で検討するということ
となるんですね。例えば、投資に対して非常に経験
豊富な方に対しては少々複雑なものも売つていい
けれども、投資に対して余り経験がないところ、
またはその資金がリスクにさらされてはいけない

の知識、経験、財産の状況等に照らして不適当な勧誘を行ってはならないというふうにされているところでございます。

この適合性の原則は、いわゆるプロ投資家、先生御指摘の特定投資家についてでございますけれども、適用が除外されることというふうになつておりますけれども、この点についても、A I J 事業を踏まえた今回の改正法案におきまして、厚生年金基金の特定投資家への移行を、運用体制の整備された基金に限定することとしております。

いずれにいたしましても、こうした再発防止策を着実に実施することによりまして、本件のようないこういった事案の再発防止に努めてまいりたい、こういうふうに思います。

○岡本委員 ありがとうございます。

A I J 事業の投資家サイドからの現実は何だったかというと、実は、あの詐欺にひつかかってた大手の企業年金はただ一社だけです。そのほかの投資家というのは中小のものであり、つまり、運用担当者がそれほど経験がなかつた方が、残念ながらあらの詐欺にひつかかってしまったわけで、ある

委員が御指摘のインセンティティブなんですかけれども、銀行等にインセンティティブを与えるということが、銀行側の方が本来望ましくない出資を行うことにつながりかねないということもあって、これは慎重に検討する必要があるということをございまして、一方で、業界からの要望は今のところないというふうに伺っております。

○岡本委員 ありがとうございます。

業界からの要望がないことが私は問題だと思っているんですが、つまり、本気で取り組んでいないんじゃないかなというふうに危惧をしてしまって、このように危惧をしてしまったのですけれども。

確かに、望ましくないような、本来であれば出資ができるような状況じゃないところに出資をしてしまうようなリスクを醸成させてしまうことはいけないわけですけれども、まさしくこれはデフレをインフレにしていくこうという議論と一緒に、バンガローからまだ上に総理のお言葉をかりれば、バンガローからまだ上に統きまして、A-I-J事案に關する今回の規制について質問をさせていただきたいというふうに思っています。

昨年のA-I-Jの事案、ほぼ詐欺に近いような事案だと私は思つておりますけれども、金融庁として、このようなことを事前に防止することができなかつたのかどうかというような御議論はされましたでしようか。

○島尻大臣政務官 A-I-J事案について、昨年の行政処分に係る一連の対応まで不正の端緒をつかむことができなくて、中小零細企業の役職員等の年金資金が毀損したということは、まさに遺憾だというふうに思つております。

同事案を受けて、金融庁、証券取引等監視委員会においては、投資一任業者に対する一齊調査や集中検査を行つてきたほか、御審議いただいていたる金商法の改正法案等々、さまざまな再発防止策を講じさせていただいているところでございま

ような資金であれば、それに見合ったような安全資金の自規制があるわけです。

今日はそこにガバナンスが働いていなかつたといふことも重要な問題だといふに思います。が、この証券会社に対するスタートビリティーのチェックの強化につきまして、御答弁をいただければと思います。

〔竹本委員長代理退席、委員長着席〕

○島尻大臣政務官 金商法におきまして、投資者保護を図る観点から、証券会社を含めた金融商品取引業者等に対し、販売、勧誘行為などに係る行為規制を設けているということは、委員も御承知のことだというふうに思っております。

当該行為規制の一つといたしまして、いわゆる適合性の原則、御指摘のスタートビリティーチェックでございますけれども、これが規定をされておりまして、金融商品取引業に係る皆さんには、顧客

程度経験がある投資担当者は、その過去のトラックレコードを見たときに、これはおかしいと思ったわけです。こんなこと、普通はあり得ないと思つましたので、やはり相手方に対する、投資家に対する適切なスタートアーティチエックをさらに強化をいただけるよう、御検討、運営をいただければと思います。

統きまして、このA-I-Jの事案の後に、矢継ぎ早にM-R-Iインター・ナショナルという別の詐欺事件も行われておりますて、御案内のように、千三百億円を日本国内投資家から集めまして、運用とは全く関係のない別のところに資産を流用していったという事案でありますけれども、今回のこの法改正によりまして、M-R-Iインター・ナショナルのような事案に関してても防ぐことができるような法改正になつてゐるというふうに認識をしていらっしゃるかどうかということに関しても、御答弁をお願いいたします。

○岡本委員 今回の法改正の中で、年金運用等に關するござまなステークホルダー、関係者が、す。
の知識、経験、財産の状況等に照らして不適当な勧誘を行つてはならないというふうにされているところです。

○島尻大臣政務官 本法案は、A-I-1事案に鑑みて、年金基金等の資産運用を行う投資運用業者等の不正行為に対する罰則を強化するものでござります。

不正な取引というものに対し、取引の監視というものをさらに強めていく方向でかじを切りつつあるということだと理解しております。

ク等も含めてですけれども、銀行は、銀行法上、免許をもらって活動しているわけですから、当然、権利もある一方で、社会的な責任も負っています。

いうことでございます。

大の違いは、A I J は日本国内の事案であったた
いことですけれども、M R I インターナショナル
の場合は、日本の投資家から集めたお金を海外
で運用するというような仕組みになつておりま
して、他国籍の中での運用事案であり詐欺事件だつ
たという認識をしております。

今後、このような事案を未然に防ぐということを考えますと、金融規制当局、例えば海外の、アメリカであればSEC等と金融庁の連携をした規制等が重要になってくるというふうに思うんですけれども、海外の規制当局との連携につきまして、現在どのようにやつていらっしゃるか、今後どのように改善をしていくかということに関して、御答弁をいただければと思います。

券取引等々が国際化していく中に入りまして、個別事案への対応に当たっては、情報収集、情報交換の枠組みというものがきちんと活用されないと、迅速に海外の必要な情報が入ってこないということになるんだと思うんです。

したがいまして、それは不利ということにもなりますので、そういう意味では、監視委員会としては、引き続き、海外の証券規制当局と連携をとるうものを今まで以上に密にして、国境を越えた

不正な取引というものに対し、取引の監視というものをさらに強めていく方向でかじを切りつつあるということだと理解しております。

○岡本委員 ありがとうございます。

最後に、きょうの一一番初めに申し上げましたように、成長戦略を実現するためには、地域の経済の活性化というものが外せないというふうに思います。その中で、地域金融機関、これはメガバンク等も含めてですけれども、銀行は、銀行法上、当免許をもらって活動しているわけですから、当然、権利もある一方で、社会的な責任も負っているというふうに思います。

ですから、きょうは、インセンティブをもつてということをお伝えいたしましたけれども、一方で、ただもうかる、もうからないだけではなくて、免許の中でも働く、その社会的な責任を果たしていくというようなことに関しても、政府として、金融機関または協会に対して御依頼をしていくということも当然の権利だというふうに思うんですね。例えば、今回の新政権になりまして、経済界に対して、賃金を上げてくださいと、これは何も、命令といいますか指示をできる、そういう関係はないわけですが、お願いをしていくというのは、当然の政治家の役目だと思います。

したがいまして、地域金融機関に、今の時点では十分にリスクに対するリターンは見合わないと、いう御判断があつたとしても、日本の経済の再建のために力を合わせてやっていきましょう、どうか資本性資金の積極的な提供をお願いしますというような、政府としてのメッセージを今後十分に発していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 これまで、金融庁がてきてこの方、金融処分庁というような悪評が広まっています。私はそう理解をしておりますが、少なくとも、私、金融担当になつて、政権がかわつたこともこれありですけれども、少なくとも金融というものは、これから日本の経済が活性化を取り戻すというときに当たつては、中小企業、零細企業の

活力を取り戻すためには、その後ろで押してやるのではなく、金融は、その地域にあります。中小零細企業等々と一緒にあって、ある程度のリスクをとつて育ててやる、金融育成院というようなイメージに自分たちの気分を取りかえる、マインドをリセットするというような方向で事を進めいかねばならぬ。

たしか金融庁を担当するということになつた最初の日の発言がこれだと思ひますけれども、いずれにしても、何となく、これまで金融機関が倒れしていくのをいかに倒れないようにするかという状況とは違うと思つておりますので、今申し上げたとおり、ようなことを最初の日に言つて、次第にそういう方向でこの五ヵ月間動きつづつあると思つておりますので、御発言の趣旨をよく理解しておりますと、思つております。

○岡本委員 ありがとうございました。経済成長のために金融庁の役割は非常に重要なと想ひますので、ぜひ前向きな政策の実現をお願いできればと思います。

以上で終了いたします。ありがとうございます。

○金田委員長 次に、階猛君。

○階委員 民主党の階猛です。

本日は金商法等の一部を改正する法律案ということですが、私の手元に法案の資料がありますけれども、このように大変分厚いわけです。私も、六年前、国会に参りましたけれども、当時、ちょうど金商法ができるということで、議員になる前は証券会社の社内弁護士で、金商法ができるといふことで物すごく勉強した記憶があります。また、今回、金商法、このような分厚いものが出てきたわけですから、弁護士時代と違つてとてもこれ全部について勉強することはできませんが、特に重点的なところ、重要なところに絞つて、幾つかお聞きしたいと思つております。

お手元にお配りしている資料なんですかどうぞ、も、まず、資料の一ページ目をごらんになつてくれださい。

今、インサイダー取引規制を強化するということで、情報伝達・取引推奨行為に対する規制を導入したということですね。今までには、取引をして情報を伝達しただけの人については、刑法の教唆犯とか帮助犯が適用される余地はあったというところで今回の規制に至ったわけです。

ただ、私は気になるのは、まず、この一ページに書いていますけれども、規制内容の②ということ、真ん中あたりを見ていただきたいんですけど、公表前に取引させることにより利益を得させる目的が必要だということと、あと、当該行為により公表前の取引が行われた場合には刑事罰、課徴金の対象になるということですね。目的ということと結果ということ、両方要求されたわけです。ここまで要求するのはちょっと厳格に過ぎるのではないか、教唆犯、帮助犯と大差なくなってしまうのではないかというふうに思います。

インサイダー取引というのが実際に行われたのに、利益を得させる目的がなかったたとい弁解を行為者に認めるのは、私は不合理だと思っていて、かつ、二ページ目にありますように、他国、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの動向を見ますと、今回、日本も、バツが三角とか丸になるとそういうことなのかもしれません。そもそも、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツでは、取引を行つた場合に限つて処罰するということもありますけれども、基本的には情報伝達行為そのものを処罰するということだと思います。

こういった他国との比較や、先ほど申し上げました教唆犯、帮助犯だけでなく新たな处罚類型を設けるということであれば、規制の実効性を高めるという意味でも、このような要件は厳格に過ぎるのではないかと思いますが、大臣の御見解をお伺いします。

を規制した場合においては、企業などの通常の業務とか活動に支障が生じることが出てまいります、一切禁止した場合は、そのために、この情報伝達とか取引推奨に関して規制を設ける当たりましては、目的要件とか取引要件を設けて、不正な情報漏えいのみを处罚の対象とする必要がある、基本的にそういう考え方で臨んでおりましましても、実際にもう情報伝達行為があつてインサイダー取引が行われてしまつた、結果が生じたという場合には、そこから翻つて、取引をさせた目的があつたというふうに推認されるのが普通であつて、不合理な弁解を認めるのはおかしいと思つています。

ですから、法律の文言はこのようになつていて、かもしれませんけれども、せつかく教唆犯、帮助犯じや足りないということで新たな規制を設けるわけですから、そこは実効性があるよう運用していただきたいと思つています。

大臣の見解を改めてお伺いします。

○麻生国務大臣 これは実効を上げないとかねわけであつて、本来の目的は罰則が目的なのではありません。本来の目的は、この種の話の取引をきちんととした規制のもとに置いて、不利益をこうむるという被害を最小限にとどめるというのが本来の目的です、実効あらしめないと話にならぬという御指摘は全くそうだと思ひます。

○階委員 ぜひ、法律を生きたものにするようお願いいたします。

次のテーマに移りますけれども、今回、金融機関の秩序ある処理ということで、危機に瀕した金融機関、あるいは危機に瀕していない金融機関も含めて、マーケットの取引に支障がある場合に、その取引を円滑に進めるために新たな仕組みを設けたということなんですが、先ほどもお話をどなたかおっしゃっていましたけれども、日本の場合、リーマン・ショックのときでもそんなに金融秩序が混乱するようなことはなかつたんですね。

つまり、今回、金融機関の秩序ある処理の枠組みを設けるということなんですが、処理する以前に、日本の場合は金融機関が秩序立つて行動して伝達とか取引推奨に関して規制を設ける當您の点について、大臣いかがですか。

○麻生国務大臣 これは先ほど、岡本さんの御意見だつたか御質問だつたか、その前の方の御意見だつたか忘れましたけれども、基本的に、金融機関が負債を抱えて倒れるというような話ではなくて、いわゆる不良債権問題、正確にはサブプライムローンというのが一番明確な商品名なんですね。市場が機能不全というような状況になつて、市場型の金融危機というのが多分ありますけれども、金融危機でも、従来型の、不良債権を抱えて倒産するというのではなくて、極端なことを言えば、いわゆる金銀行を巻き込んで金融市場が機能不全というような状況になつて、市

場型の金融危機といいうものが起きたのが、リーマン・ブラザーズというもののときだつたんです。その関係で、取引を保護するといいましても、どの程度の範囲で保護するのか、どういった種類の取引を保護するのか。ポンチ絵では「システム上重要な取引」という表現がありますけれども、このシステム上重要な取引の中には、過去の金融危機で問題となつた証券化商品、ABSとかクレジット・デフォルト・スワップ、CDSといったものは含まれるかどうか。これは参考人の方で結構です。

○森本政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘の、重要な市場取引でございますが、これは市場参加者間の信用不安の連鎖を回避するのに必要な取引でございます。

具体的な範囲といいたしましては、金融取引の内容を毀損した場合の第三者に与える影響、金融機関相互の資金関係等を踏まえまして、その時点で判断することとしております。

なお、この範囲をあらかじめ確定させておきまることは、かえつて市場取引におけるモラルハザードを招くおそれがござりますので、あらかじめこうした取引は必ず入るといったものではないふうに考えております。

またG-7を含めまして、市場型の金融危機に対して対応するようなシステムの安定と、いうものを冈本の見解を改めてお伺いします。

しかし、各国、特にヨーロッパとアメリカの場合は、市場型の金融危機の経験から、明らかになつてきたりいろいろな問題に対応するために、全部で国際的な金融規制改革の検討が必要なのではないかということから、その一環として、G-20、G-7を含めまして、市場型の金融危機に対するリスクの高い取引が入るかどうか、現時点でははつきりすることはできないというわけですけれども、それが果たして法のあり方としていいのかどうか、ちょっと私も今にわざに結論が出ないんですけども、この点については、もしまだ異論があれば述べさせていただきたいと思います。

そういう中で、あえてその処理の場合を想定して枠組みを設けるというのは、かえつて、いざとなれば取引の安全が保護されるという安心感から今までのような秩序ある行動が失われるような気がするんです。

なれば取引の安全が保護されるという安心感から今までのような秩序ある行動が失われるような気

○階委員 原則は業界の負担だということは私も存じ上げております。

ただ、最終的に、その金融機関は破綻するかも知れませんけれども、取引を保護するために公的資金が投入される場合もあるわけですね。それが戻つてこないということで、最終的に国民の負担になるということはあり得るのではないかですか。

○麻生国務大臣 国会答弁で仮定の質問というのではなくなかなかお答えできないところなんですが、今この話が全部ということになれば、可能性はありますとしかお答えのしようがないと存じます。

（附委員 私は、金融機関の秩序ある処理というのを余り範囲を広げ過ぎない方がやはりいいと思っています。

と申しますのも、個人的なことで恐縮なんですが、私も昔、長銀に勤めていましたて、長銀が破綻するときに、公的資金をどこまで導入するかといふのが国会でも大議論になつたんですね。当時は、金融機関の自己責任だという議論もかなり高かつたです。そういう中で、一般預金者の保護と入を認めましょう、こういう話で進んできたと思

○麻生国務大臣 これは全く御指摘のとおりだと思います。何か御見解があれば、しっかりと問題意識を持って取り組んでいただきたいと思います。

ありますよ。それは本人、銀行だけのせいじやない、間違いなく、株が上がつたから返せるように

よつたということもあります。今までめどがついていないのは長銀だけぐらいかな。あとはそんなものだと思います。大体そこはいけるようになりつつあるんだと理解をしています。こんなこと言つちやいかぬのかもしれないけれども、太田、現実問題としてはそれぐらいになりつつある。

階委員 あともう一つだけ、金商法等に関しては、お手に拵っておられたのであって、政府として、資本増強をした分というのは、これは公的資金を使って資本増強させていただいておりますの、その資本増強した分はほとんど回収が終わりつつあるという段階まで来ました。したがつて、対応の仕方というのは、本当に自己責任ということをきちっとしておかないと、言われたよ的な危険というものは常に考えておねばならぬところだと、私ども行政を担当する者としては心がけておかねばならぬところだと存ります。

伺いします。
デット・エクイティ・スワップ、先ほども岡
先生が取り上げていただきましたけれども、これは政
参考人からで結構です。二点お伺いします。
金融機関がこの規制緩和を利用してデット・エ
クイティ・スワップを活用してもらえばいい
と私は思っています。

先ほど麻生大臣からは、日本は資本よりも貸し金を資金調達の柱にしてきたということなんですね。実際には、資本的な貸し金といいますか、根柢よく言いますけれども、ほとんど滞留していると、期限が来ればロールオーバーして、ずっと貸し金がそのまま貸し付けたままになっている。

る、あるいは、事業者の側も、資本勘定がふえることによって経営の安定化に資するということだ。

と思つています。
ただ、そのデット・エクイティ・スワップの
活用を進める上で、三年とか五年という期間では
短いのではないかという御議論があつたり、ある
いは、もし三年、五年たつても、エグジット、つ
まり売却等ができなかつた場合にどうなるんだろ
うかというような不安の声もあります。この点に
ついて、参考人の方から、どういう対応を考えて
いるのか、お答えください。

○森本政府参考人 お答えいたします。
銀行等がデット・エクイティ・スワップに伴
いまして取得、保有いたします株式は、従来は保
有期間を原則一年としておったところでございま
す。今般、それを見直しまして、三年から五年と
いたしますのは、経営再建計画の計画期間は、一
般的に、これは金融検査マニユアル等においても
そうなんですが、三年から五年となつております
す。そうしたことも踏まえまして、原則三年、中
小企業においては五年までということとさせてい
ただいております。
なお、その保有期限内に処分ができる場合で

○階委員 ありがとうございます。
なあ、金商法の今回の法案では、A-I-J事案を
含めた資産運用規制の見直しという、もう一つ大
事情があるケースにおきましては、当局の承認を
受けて保有の延長が認められるといった取り扱い
になつております。

きな柱があります。この点については、民主党政権のときにA-I-Jの事件が発覚まして、民主党政権としましても、このような悪質な業者の再発を防ぐためにどういう規制を設けたらいいかということを議論しまして、それを今回法案に反映させていただいたということで、これはありがたいことだと思っています。ぜひ、この点についてもよろしくお願ひします。

テーマということで、

ありますけれども、今、金融円滑化法終了後のいろいろな対策を進められている。これも民主党政権のときに、去年の秋から取り組んできたものでございまして、金融円滑化法を使っている中小企業、小規模事業者が大体三十万から四十万社があつたそうですが、そのうち特に事業再生等が必要な事業者が五万から六万社あって、そういう会社をおおよそ、大、中、小というような規模別に分けて、大のところは地域経済活性化支援機構によ

る支援 それから 中のところは再生支援協議会による支援、小のところは認定支援機関による経営改善計画策定支援と、いうことで進められていました。今までのところは大過なくそれが進んでいます。ようなので、これはいいことだと思っています。

ただ、私が気になつてるのは、金融円滑化法終了後、個人の方はどうなるのかということで、す。個人の債務者ですね。住宅ローンを借り入れたり、あるいはアパートローンを借りている大家さん、こういったことについて、金融円滑化法が終了した後どのように配慮していくのか、これ は大臣、お答え願います。

○麻生国務大臣 これは、階先生、確かに、中小の場合、個人保証等々を含めまして、これは住宅とか住居等々が、簡単に言えば担保に入っているみたいな形になつておりますので、その個々の借り手の状況というのを考えておかないと、貸し付け条件の変更とか、それから円滑な資金の提供とか、そういったことに努めるべきということは、

円滑化法が切れる前も後も、これは変わらずやつてもらいますよということですと指導をしてきたんですが、この点は、この三月に改正をしておりまます金融検査マニュアルとか監督指針におきましても、この住宅ローンとかいうものはきちんと書いて、徹底をしておるところであります。また、私ども財務省でいきますれば、全国の財務局の窓口にいわゆる相談窓口を置きまして、住宅ローンの借り手というのも含めて、いわゆる相

談に乗るということをきちんとやらなだめです。そういうこともしておりますし、いわゆる円滑化法の期限到来後というものも、この点が、むしろ企業よりもこっちの方がかなり問題になるということを申し上げて、今までのところはそれなりに動いておると思っております。

○階委員 住宅ローンも、最近は変動金利で借りていらっしゃる方が多くて、今のところ、変動金利の基準となる短期のレートというのはそんなに変わつてないようですけれども、これを最近、ちょっと長期金利のマーケットが不安定になつてしまして、その変動金利の基準となる短期のレートも上がつてきたりして、そうすると、債務者としては返済に窮する、その場合にどういうふうに金融を円滑化していくか、これが本当に重要な課題になる可能性があるので、備えあれば憂いなしですから、そういったことについてどう対応するのかということも、しっかりとお考えをまとめておいていただければと思います。

別途、また円滑化法の終みでお尋ねしますけれども、先ほど申し上げましたように、事業者の方

は、大中小に分けて、小のところは認定支援機関

という、これは弁護士であつたり会計士であつた

り、あるいは地元の金融機関であつたり、さまざま

なところ、今全国で八千以上あると伺つています

が、そうしたところが経営改善計画の策定を行

うということで伺っています。

ただ、この認定支援機関が、これは中小企業庁の所管なんですが、もう一つ重要な役割を

していまして、この間、一千億ですか、ものづく

り補助金というのが補正予算で手当てされまし

た、この補助金を申請するに当たって、今申し上

げました認定支援機関が事業計画書の妥当性について確認をする、判こを押すということになつて

います。

お配りしている資料の、これは手書きの番号で

いうと上ページにそのフォーマットがありますけ

れども、認定支援機関が、番号に判こを押す欄があつて、「下記の事業者が作成した事業計画書に

について、以下のとおり競争力強化に資することがあります。見込まれることを確認します。」ということです。

次に、消費税についてお尋ねしたいと思いま

す。

資料六を見てください。これは新聞記事です。

れども、先週一ヶ月期のGDPが公表されました。

一・五%のプラス、GDPデフレーターは前年同

期比でマイナス一・二%ということになつています。

他方、昨年、いろいろなつたもんだのあげく

成立した抜本改革法の条文、次の十二ページに掲

げておりますけれども、十八条の三項、一番下の

ござります。現在、税理士等の士業を初めとしま

して、地域金融機関、商工会、商工会議所等、約

八千二百の機関が認定を受けてござります。

平成二十四年度の補正予算で措置しました、も

のびり補助金の申請に当たりましては、ものづ

くり中小企業がどのように他社と差別化し競争力

を強化するかについての事業計画を提出し、そ

の実効性について、この認定経営革新等支援機関が

確認することを要件とし、また、その認定支援

機関には、事業計画が円滑に実行されるよう、進

捲状況の把握、あるいは定期的なフォローアップ

を求めております。

しかしながら、御指摘の点につきましては、ま

ず、計画の確認を行つていただき認定支援機関

は、金融機関には限定をしておりません。また、

補助金の目的外利用といった執行の適正性の確

認、これは、会計法上の責任を補助金の採択を行

う事務局が負うということになつております。

認定支援機関に過度の負担を負わせることは想定

をしてございません。

中小企業庁としては、認定経営革新等支援機関

に對して中小企業支援施策の情報提供を積極的にやつておりますけれども、今後とも、御懸念のよ

うな誤解を生じないよう、積極的に広報をしてい

きたい」というふうに思つてございます。

○階委員 認定支援機関が金融機関である場合に

も、そのような重い責任は負うものではないとい

うふうに確認しました。

次に、消費税についてお尋ねしたいと思いま

す。

資料六を見てください。これは新聞記事です。

れども、先週一ヶ月期のGDPが公表されました。

一・五%のプラス、GDPデフレーターは前年同

期比でマイナス一・二%ということになつています。

他方、昨年、いろいろなつたもんだのあげく

成立した抜本改革法の条文、次の十二ページに掲

げておりますけれども、十八条の三項、一番下の

ござります。現在、税理士等の士業を初めとしま

して、地域金融機関、商工会、商工会議所等、約

八千二百の機関が認定を受けてござります。

平成二十四年度の補正予算で措置しました、も

のびり補助金の申請に当たりましては、ものづ

くり中小企業がどのように他社と差別化し競争力

を強化するかについての事業計画を提出し、そ

の実効性について、この認定経営革新等支援機関が

確認することを要件とし、また、その認定支援

機関には、事業計画が円滑に実行されるよう、進

捲状況の把握、あるいは定期的なフォローアップ

を求めております。

しかしながら、御指摘の点につきましては、ま

ず、計画の確認を行つていただき認定支援機関

は、金融機関には限定をしておりません。また、

補助金の目的外利用といった執行の適正性の確

認、これは、会計法上の責任を補助金の採択を行

う事務局が負うということになつております。

認定支援機関に過度の負担を負わせることは想定

をしてございません。

中小企業庁としては、認定経営革新等支援機関

は三党の合意の上で、

与野党でこの種の法案をやつておきましたが、少なく

とも、先進国で皆悩んでおりますこの問題を、三

三党合意でやつたわけたというのは、日本

の民主主義の成熟度合いを世界に示した冠たる例

だ、私どもはそう正しく評価をしております。

民主党はこの点はもうちよつと、俺たちが

やつたと言つたっておかしくないだろうと思う

し、私どももそれに協力しましたよと言つても、

三党合意でやつたということは、これはどこの国

に行つても、みんな、えつという顔をしますか

ら。言つておきますけれども、これはうちだけが

やつたんじゃない、みんなでやつたんだ、おたく

らもやつたらどうです、共和党と民主党でとい

う、この問題はそれぐらい大きなインパクトが

ようなことを言うと、みんな反応してこないぐら

い、この問題はそれぐらい大きなインパクトが

やつたものだと思つております。

三党合意でやつたといつたしましても、政府としては、これ

は、民間企業の契約の場合を考えました場合は、

国民党生活への影響というのがかなり大きなものに

なりますので、少なくとも引き上げの半年ぐらい

前まで、簡単に言えばことしの十月ぐらい前まで

にきちゃんとしたことをやらなきやだめですよと

いつ、附則十八条というのは今言われたところ

に書いてあるところなんですが。

それで、特定の経済指標だけじゃありませんよ

と、この問題はそれぐらい大きなものに

と思ひますけれども、特定の経験で、この一点でということで答へ

○麻生国務大臣　CPI、消費者物価指数を掲げてある理由をお答えください。

さることを条件として行う税制の抜本的な改革」云々というくだりがあります。

ただきたいと思います。

越しいただいています

ことはできないんだと思ひます。されば、いずれにしても、消費税率を引き上げて、いわゆる社会保障と

の前年比上昇率で二%の物価安定目標は、これは金融政策の目標として、日本銀行、当時は白川さんだつたんですが、白川日本銀行総裁等々の日本

そこで言っている「不断に行政改革を推進することに一段と注力」することに関する取り組み状況、それから、今後どのように消費税引き

が、今回、経済成長の柱として、先週、安倍総理の方から、農業、農村の所得倍増目標というのが示されました。

いろいろなものに対しても安定感、信頼感というものを確保していくためにこの消費税は上げねばならぬ、その上げるためには、少なくともその前の経済なり景気なりというものを確実にいいものにしておかなければできないということだったということで、そのためには、この三本の矢を初め、これに全力を擧げて行かなければなりません。

銀行がみずから設定されたものであります、政府が目指しております望ましい経済成長、名目で三%，実質で一%との整合性を考えていいろいろやらせていただいたことは事実です。

政府が目指す望ましい経済成長とは別に、この二%の目標を設定した理由についてのお尋ねがなあつておりますけれども、これは、諸外国といふ、次回もまたお尋ねいただけます。

○**麻生国務大臣** 行政改革、これはもう社会保障・税一体改革とともに、どうしてもやり遂げなければならぬ大きな課題と私どもも考えておりまます。このため、第二次安倍内閣におきましては、総理を本部長として、全閣僚から成ります行政改

ところで、報道等を見ておりますと、数字として、幾らを幾らにするかというときに、三兆を六兆にするみたいなことがどの新聞にも書かれていますが、この三兆というのは、生産農業所得ということでありまして、安倍総理が言っていたのは、農業、農村の所得ということになります。農業、農村の所得は三兆ではないと思うんですが、

私としては、とにかくこの経済再生という
ものに全力を擧げ、残りまだ数カ月ありますので、
その間に判断する材料をきちんとしたものに
そろえる、よく経済活性化に最善の努力を払って
まいりたいと考えております。

うか、歐米先進国とか OECDとか、そういうのと、先進国等々、OECD加盟国等々が金融政策の目標として設定しております目標が GDP デフレーターではありませんで、いわゆる CPI であるということが、全てとは言いませんよ、多いといふ

革推進本部を設置して行政改革を政府全体となつて積極的に推進することいたしておりま
す。

農業 農村の所得という意味で考えると、これは現在幾らになつてゐるんでしようか。
○長島大臣政務官 先生の御質問に、私の方からお答えをさせていただきます。

○階委員 今ごらんになつていただいている十八
条の一項で、政府の目標は名目成長率三%で実質
成長率は二%、GDPデフレーターはその差額で
ありますから、プラスの一というのを目標にし
ているわけですね。マイナス一・二というのは
ちょっとと乖離が大きいのではないかと思いま
して、そういうもとでも消費税は引き上げるかどう
かということござる事項でござります。

それが、GDPデフレーターは算定とか公表をされる間隔が大体三カ月ぐらいで、ステージが長くなりますが、公表までのタイムラグがありますので、そういう意味からいきますと、政策の運営の基準としては迅速性、スピード感を欠いているんじゃないかな、基準としては不便じゃないかなと思つて、この辺の方は大体一月から二ヶ月

が、現内閣としても、より効果的、効率的な取り組みとなるように見直しを行つた上で、無駄の撲滅に向けて着実に実施をいたしているところであります。

また、独立行政法人改革や特別会計改革につきましても、過去の改革関連法案が昨年末の衆議院解散に伴つて廃案となつたということを踏まえまして、これまでの取り組みにつづいて、急務、重要な

業全体の生産額は約百兆円でございます。そのうち農業生産額は約十兆円、農業所得が三兆円になつております。今後、経済成長二%の前提で、十年後の農業生産額は約十二兆円。これから規模拡大、農地集積、水田フル活用、流通合理化、高付加価値化等を図つて施策を総動員した上で、農業の生産拡大、高収益化を促進して、農業所得の伸びを年内止月に見込みにござります。

は、申し上げましたように、GDPデフレーターでプラスの一%です。過去のデータをさかのぼってみますと、大体GDPデフレーターに一%上乗せすると消費者物価指数総合となるわけです。ということは、GDPデフレーターの一%というのと消費者物価指数の一%というのはほぼ同値なんですね。

また、原油価格等々、輸入物価で上昇した場合にはGDPデフレーターの押し下げ要因ということがありますので、そういう意味にとって、国民にとっての生活実感と離れていく面もあるのではないかなどの事情を踏まえて、消費者物価指数、総合がターゲットとされているもの、その半ぐらいで出てまいりますので、そう思つております。

今、物価目標ということで二%ということを掲げられておりますけれども、なぜあえて物価目標を二%。そもそもGDPデフレーターでいえば一%という目標があるんだから、それと同値なことを言う必要はないと思うんですけれども、なぜそういう目標をあえて掲げられたのか。物価安定目標

ようにも承知をいたしております。
○階委員　あと、抜本改革法の一条なんですが、
今ある御議論させていただいた消費税引き上げの
条件として、第一条の二行目から三行目ぐらいに
「社会保障制度の改革とともに不断に行政改革をす
るに一段と注力しつつ経済状況を好転化

○階委員 消費税を引き上げても、せっかく税収がふえた分が無駄遣いされたのでは、穴のあいたバケツに水を注ぐようなものですから、私は、その行政改革をしつかり進めることができ国民の信頼を得る最大のよすがになると思っています。

また、行政改革については別途御質問させてい

具体的な施策などについては、御指摘の、本日官邸に設置された農林水産業・地域の活力創造本部で検討されることになりますが、それらの施策を総動員して、農業所得四兆円プラス六次産業関連所得二兆円ということで、現在の三兆円から六兆円に倍増したいと見込んでいるところでございま

す。
○階委員 質問の趣旨は、三兆を六兆にふやすと

いうことではないのではないかと。三兆というの
は生産農業所得ですから、総理が言っていたの
は、農業所得だけじゃなくて農業、農村の所得と
いうことですから、三兆ではないのではないかと
思うんですね。もつと金額が大きいのではないかと
と思うんですが、あくまで発射台は三兆だとい
ふうに受けとめてよろしいんでしょうか。

○長島大臣政務官 お答えをさせていただきま
す。
先ほど説明をさせていただいた農業所得三兆円
プラス〇・二兆円の六次産業化、三・二兆円が農
業所得というふうに考えております。

○階委員 そうすると、発射台は三・二兆円です
と。
これを十年かけて六・四兆ぐらいに伸ばすとい
うことなんでしょうけれども、十年で所得を倍増
するという、算数でいいますと、年率で七、八
%ずつ所得を向上させていかなくちゃいけないと
いうことで、なかなか、これ、大変な話なんです
けれども。

私は、そういうことを言うのであれば、所得倍
増に向けた具体的な上程表なりつくるべきだと思
いますけれども、この点についてはいかがです
か。

○長島大臣政務官 お答えをさせていただきま
す。
工程表をつくるか否かも含めて、具体的成果な
どについては、本日付で官邸に設置された農林水
産業・地域の活力創造本部で今後検討されること
になると思いますが、一方、明確な目標を示すと
いうことについて、私も農家の一人として、期待
をするとともに、参加意識を高揚させるものだと
思っていますし、明確な目標に向かってやはり到
達できる可能性を示していくことがまさにこれら
の施策だと思っております。

○階委員 最後に、一問お聞きます。
今回の所得倍増という場合に、TPPでもし間

税が撤廃された場合に、農業所得、農業関連の所
得が減ると思うんですが、そのあたりは見込んで
いないと思うんです。その理由は何なのかとい
うこと、仮に参加した場合は、所得倍増目標と
いうのは見直すのかということをお聞かせくださ
い。

○金田委員長 時間が参りましたので、簡潔にお
願いします。
○長島大臣政務官 お答えをさせていただきま
す。
農業、農村の活性化については、TPPの交渉
いかんにかかわらず進めるものでありまして、農
業・農村所得倍増目標にはTPPの影響を織り込
んでおりません。

一方、TPP交渉は途中段階にあり、我々は聖
域の確保に向けて交渉に全力を擧げることとして
いるところであります。目標の目標については現
在論すべきではないと考えておるところでござい
ます。

○金田委員長 時間が参りました。

○階委員 どうもありがとうございました。終わ
ります。

○金田委員長 次に、松田学君。

○松田委員 日本維新の会の松田学でございま
す。

きょうは金融商品取引法の議論でございま
すが、その前に、金融というのはマクロ経済と大変
密接な関連がある、アベノミクス三本の矢という
こととの絡みで、ちょっと、金融の議論に入る前
に、いろいろと大臣のお考えもお聞きしたいと思
います。

デフレの原因というのは、いろいろな諸説が
あつて、大変複合的だと思います。総理は貨幣的
現象というふうに答弁なさっているんですけど、貨
幣的現象といつても、単に日銀がバランスシート
を膨らませるということがその解決かというと、
よりも銀行の信用創造とか、そちらの方で貨幣と

いうものは、マネーサプライ、決まってくるとい
う観点が非常に重要なと思うんですが、そういう
意味での貨幣的現象というふうに捉えて、デフ
レ対応を考えていかなきやならない。そのときに
金融機関がきちんとリスクテークするような環境
をいかに整備するかというのが恐らく今の金融行
政の一番の課題ではないかと、私は認識しております。

そういった意味で、デフレの原因についていろ
いろな議論があるんですが、よく見られるのが、
九七年のときに消費税を3%から5%に上げて、
それがその後、日本経済をデフレに陥れたんだと
いう議論が巷間よく聞かれて、安倍総理も、野党
だったときに、講演会でそのような議論をされて
いたことを私、記憶しておりますし、また、麻生
総理も国会答弁で、消費税を上げたところで税収
が減つてしまつたというのは覚えてよくないと
いう、何となく消費税がその後の不況の原因で
あつたような、これ、いろいろな説があつて、な
かなか簡単でないのはよくわかっているんです
が。

確かに、GDP成長率が九六年度に実質で二.
二%あつたのが、消費税を引き上げた九七年度は
ゼロ成長になつて、翌年度、九八年はマイナス成
長になつて。これだけ見ると、何となく消費
税との因果関係が強いように見えるんですが、こ
の辺の因果関係についての大臣の御認識をちょ
とお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 二つ御質問をいただいているん
だと思いますが、一点目の方の、なぜデフレが起
きたかといえば、私は、これは資産のデフレー
ションが一番でかかったと思っております。

端的な例で、株は、当時、一九八九年十二月の
末でしたから、二十八日か、あの日に三万八千九
百十五円をつけておりました。それが、翌九〇年
からだつと落ちた。土地は、まだ九〇年、九一年
と上がっておりましたが、九一年を境に土地とい
う名の不動産という資産もどんどん落ちました。坪

たとよく言われます。

この二つの資産デフレによって、いろいろな形
でこれまでとは全く違った経済状況が起き、簡単
に言えばデフレーションになるという、戦後初めて
で、少なくともさきの戦争で負けてこの方初めて
のデフレーションというのに直面して、残念なが
れで、日銀も財務省もマスコミ等々皆経験がありま
せんでしたので、この対応を全く間違えた、私は
そう思っております。その結果、デフレーション
による不況が長引くことになつたんだと思つてお
ります。

次に、九七年の話に移りますけれども、この九
七年の話は、私は、あの前に起きましたのは、い
わゆる金融関係でいきますと、三洋だ、山一だ、
先ほどの長銀だ、何かいろいろいっぽい出ました
けれども、あのときに、金融機関がばたばた倒れ
る、いわゆる金融危機というので国会も開かれ
た、そういう時代だったと記憶します。

その時代の中であつて、少なくとも、消費税を
上げるということによって、あのときは二を五だ
から、二%として約五兆円くらいの増収を見込ん
でおつたものが、九七年の三税、所得税、法人
税、消費税、三税が四十一兆円ありましたもの
が、九八年度には三十七兆、約四兆円減つてお
りますので、プラスマイナス九兆円の誤差が出たと
いう事態になりました。

それは、消費税を上げたことによって消費が落
ちたという話は、現象としては確かにそうあり
ますけれども、そのほかにも、今言われましたよ
うに、消費税以外の部分の要素として先ほど申
し上げましたように、山一とか三洋とか北海道拓
殖銀行等々の倒産もこれありました。

また、御存じのように、駆け込み需要がどんど
後ろに大きくなつた部分もありまして、あの半は
たしか輸出も急激に落ちたりなんかして、いろい
ろなものが重なつて起きておりますので、翌月、
四一六年はともかく七一九はまた上がってきており
ますので、消費税だけで全てのマイナスになつた
という理解をしているわけではありません。いろ

いろいろなものが複合的に絡まつて、アジア通貨危機が大きかったと思いますけれども、そういったものも含めて不安定なものにさせた結果が、あのようない形になつていつたように理解をいたしております。

○松田委員 お手元に資料をお配りしておりますが、当時のGDPの統計であります。

今大臣もおっしゃいましたが、消費税を引き上げる直前の九七年一一三月期、これは実質国内民間需要で見るのが私は正しいと思って、輸出とかそういうのはちょっと度外視して見ますと、駆け込み需要もあってその前までそこそこの伸びをしていましたが、確かに、四一六月期に消費税を上げて落ち込んで、その後の七九月期ですが、実質国内民間需要の季調済み前期比〇・七%、これは年率換算すると二・五から三%の間ぐらいいの、そこそこ高い成長軌道を取り戻しているわけです。

これを見ますと、消費税の影響というのは、單純に考えればこの時点でもうほとんど終わっていて、逆に、その次の第四・四半期から経済は非常にマイナス、実質民間需要はその後ずっとマイナスを続けていく、いわゆる前期比でですね、という悲惨な状況に入つていつたわけです。このときに、では何が原因だったかというと、今大臣がおっしゃったとおり、大手金融機関の破綻というのがこの年の十一月にあつて、そのころからいろいろな経済指標が急速に悪化していく。もちろん、その前からアジア通貨危機がありましたので、多少景気の足を引つ張つていたのです。が、やはり、根本的な原因は信用の方にあつた。信用の喪失というのを私は当時思つてました。まさに、金融というところから信用がなくななる、マネーが萎縮していくことこれがこのあたりから急激に起つてきましたわけですね。

そのとき、私もちょうど、当時は大蔵省の機構改革、金融監督庁をつくつたりとか、そういう仕事をやつた。行政改革というのが、当時、橋本改革が行われていまして、財政、金融分離とか、

いろいろなことが大変言われている中で、たしか私の記憶では、三洋証券の救済スキームとかがあつたにもかかわらず、これ以上保護行政をやるということに対しても、これはもう行革の雰囲気の中でもとでもできないということで、急にあのころから大蔵省の金融行政は百八十度転換して、市場からとがめを受けたものは破綻するしかないんだというような記者会見をされた証券局長もいらっしゃつしやつたというふうに記憶しています。

そういうふうな市場でも不信感が大分増幅して、山一とか北拓なんかも、債務超過で倒産したというよりは、むしろ市場で今回、法案で市場型と言われていますが、あれに近いようなく感じで、要するに、そういう金融行政当局に対する不信感とかいろいろな要素があつて金融がこういうふうになつて、結局、デフレが十五年続いていると言いますけれども、やはり、あの金融危機がきつかけとなって日本がデフレ経済に入つていつたというふうに捉えるのが正しいのではないかと思つております。

そこで、麻生大臣は財務大臣と金融担当大臣を兼務されておられます。時々麻生大臣が財務省を大蔵省と言ひ間違えていると、ほかの何か国会の場でそういう指摘があつたようですが、昔から、財政、金融分離とか、体とか、いろいろな議論はあるんですが、実際、兼務をされて、その辺についてどんなふうな思いを持たれているか、お聞かせいただければと思います。いかがでしよう。

○麻生国務大臣 何となく、子供のときから、通産省とか大蔵省とか、こう残つておりますので、ある日突然に経済産業省、経産省とか言われてて、ちょっとと高齢化してきて、頭のかたさの一部かななど思つてはいるんですが。

今おっしゃいました財金の分離というのは、たしか橋本改革だったかなあのときに、中央省庁等改革というので、とにかく何でもかんでもみんなくつけるというので、金融庁は逆に財務省から分離したり、あちらこちら、総務省に郵政省と

自治省と行管庁とを一緒にしちゃつたり、とにかくよく理屈がわからぬような形で、当時、政調会長だったか何かしてて、これはおかしいんじゃないですかと随分反対した記憶があるんです。

いずれにいたしましても、市場の規律と自己責任原則というものを基軸とした、明確なルールに基づく透明な金融行政をやるとかなんとか、そんな理屈だつたと思いますけれども、そういった観点から、金融機関の検査監督、また、金融制度の立案企画の、金融行政を担う機能を財政当局から移管していった、そして、最終的に平成十三年に現在の金融庁とあれと分離されたということになつております。

私自身の人事について、みずからのコメントをすることはちょっと差し控えたいたいと思いますが、安倍総理の判断として、とにかく、欧州の財政金融問題などの不透明な国際経済情勢、これはかなり金融が絡んでおります、また、我が国の金融経済の安定性確保の観点、そしてG20、皆これは金融と財政が一緒になつておりますので、そういうものの対応を含めて金融庁と財務省が密接に連携する必要があるということで、時宜にかなつたものであるというお話で、いきなり最初、財務省やめて金融庁ときて、いや、両方ですと言わわれたのがちょっと記憶に残つております。

いずれにしても、職務の遂行に当たりましては、これは各法律が、設置法やら省令やら、いろいろ違つておりますので、関係法令に従つて所管官庁の適切な運営というのに努めていかねばならぬと思っておりますが、財政と金融というものは、各国皆、非常に密接につながつてきているのが、昨今の傾向ははつきりしているかなと思つております。

○松田委員 今さら財金分離論を蒸し返すつもりはないませんが、ただ、今大臣が御答弁されたとおり、財政と金融というのは、やはり、かなり

んし、その思いは、私も、実はずっと個人的には持つてゐるんです。

ただ、一方で、役所の側から見れば、やはり組織を分けたからこそ、今おっしゃつたような透明かつ公正な金融行政というのも、よく考えてみると、昔、大蔵省時代は、裁量行政、行政指導とか

言っていたんですが、あれも、当時の法令面でのインフラ、金融のいわゆる監督のインフラといふのが必ずしも十分ではなかつた、だから裁量をやらざるを得なかつたという面は相当あつたよう

に思うので、それがだんだんと金融庁ということに整備されてきたというのは、非常に私も分けるという意味のメリットもあると。

そこをどうしていくかというのはこれからも課題だと思いますが、ただ、金融監督庁をつくった当時の私の感じで言うとかなり金融機関の財務の健全性、当時の状況もあつたんですが、専らそこに余りも焦点が当たり過ぎて、先ほど大臣は金融育成庁とおっしゃいましたが、どうもそれと全く違う方向の行政が結構長くとられてきて、金融機関も相当それによつて保守的な態度を強めていて、それが金融危機の後もデフレを長引かせる二つの原因になつたんじやないかという見方もあつたと思いますが、これについては、大臣はどんな御見解でしょうか。

○麻生国務大臣 デフレーションによる不況が長期化したという背景には、やはり長いこと、高度経済成長を含めまして、成長に対する期待というものががたつと低下した。何といつたって、これはあつたになればまた下がるかもしだれぬと思ったら、なかなか消費が進まないということになるんだと思います。その上では、企業の部分におきましても家計の部分におきましても、資金需要等々いろいろなものが減つてきましたので、先ほど言われましたように、日銀がマネタリーベースのところまでは行つてもマネー・サプライのところへは行きませんよというお話ををしておられましたけれども、そのとおりになつておるんだと思います。

代、時々に応じて、金融機関の健全性の確保と円滑な金融の確保のバランスというのを常にとつておくことを考えておかないといかぬのだと思つております。

がデフレ不況から脱却して再び力強い成長というものを実現していくためには、金融機関というものが、業況が悪化した企業の経営改善とか再生支援だけじゃなくて、ある程度リスクをとつてその上でやらないと、とにかく自分の金融機関が潰れないことだけ考えて、国債だけを持っていて、とにかく低金利でずっと回していく、それは金融機関の本来のあれとしては私はいかがなものかと。したがいまして、新規融資を含みますいろいろな資金を積極的に提供していくことが必要なんだと思っておりますので、先般、たしか四月の末だったと思いますが、監督方針及び検査方針というものを改正して、その旨を明記して、今後きちんとその方向で、金融育成の方向でかじを切らないとだめですよという話はいたしておりますが、これは徹底しておりいくまでにはまだ少々時間がかかるので、きのうきょうで、いきなり一月やそこらでぱっと変わるなんということは、松田先生、なかなか考えにくいところだとは思っています。

○松田委員 当時、財政、金融分離のときに、大蔵省に破綻処理制度の企画立案だけ残すということで、まさに今回、法改正の中に破綻処理制度の改正というのがあるんですが。

破綻処理の歴史を振り返ってみますと、最終的には公的資金という話にどうしてもなって、住専のときに六千八百億円の公的資金の話が出たときに、これは住専を救済するためのものだという誤認

解が相当あつて、いやそうじやなくて、最終的に預金者保護なんだ、住専を潰すけれども、それが預金者保護を害さないようにするためのものなんだという理解がなかなか得られず、ただ、その計算をした記憶があるんですが、そこでは世論の反発もほんとなくそういう枠がつくられて、いろいろな話が進んでいくようになつたという経緯があつたようになります。

こういった経緯を考えてみると、やはり事態が悪化する前に一つの大きな枠組みをつくって、例えば、政府が何かをするときにはこういう理屈でやるんだということをきちっと国民に対しても説得力のある形で示しておけば、もしかするともつと早くああいう手当ができるて、今日のデフレも相当防げたんじゃないかなという思いがしないわけではありません。

そういう意味で、破綻処理制度をしっかりとさせらるというのは極めて重要だと思うんですけど、当時からいろいろ批判されていた公的資金ということで、結局、国民はほとんど忘れていると思いますが、あれだけ批判されたんですが、血税につながると言われていながら、一体その辺はどうだったのか、全体的にわかりやすく少し整理して、御当局から御説明いただければと思います。

○細溝政 府参考人 平成四年の四月から二十四年の九月までの間でございます。預金保険機構がいろいろな種類の公的資金を出しておりますが、まことに、預金者保護のための金銭贈与いたしまして十八・九兆円でございます。それから資産の買取りで九・八兆円、資本増強で十二・九兆円、その他六・三兆円。これらはそれぞれ性格が異なっておりますので、単純に合算するのも必ずしも適当ではございませんが、これを単純に足し合わせれば、四十八・一兆円ということになつております。

うと、私は必ずしもそうでないというふうに思つてゐるんですね。これだけのお金が税金投入だとういうふうに、すぐ単純につながつてしまつて、その辺の説明ももう少し少しつかりした方がいいと思いますが、いかがでしようか。

○細畠政府参考人 現時点におきまして国民負担額として確定しておりますものは、ペイオフコスト超の金銭贈与に用いられました交付国債償還額、約兆四千億円でございます。それ以外の額につきましては、預金保険機構におきまして、現在、例えば資産の処分等により回収が図られていることから、現時点で最終的な国民の負担額は確定しております。

○松田委員 今回、金融機関の秩序ある処理の枠組みということで、本質的には、金融にも有事対応法というか、有事に対する対応というか、有事対応制をしっかりとしなきやいけないという意味で、これは一步前進しているんだろう。そういう有事の際は、当局とか預金保険機構とかいろいろなところが、平時ではできないような対応を、弾力的に機動的につながつてできるようになります。充実させればざせるほど、より金融自由化とか、あるいはリスクテークもしやすくなる。車の両輪みたいな点なんだろうというふうに理解しております。

また、セーフティーネットというのをしっかりとつくりながら、破綻処理法とかそういうものを整えてきた国であるわけですが、そういう意味で、今回、リーマン・ショックの後に、国際的な議論の場で、急にはかの国が慌ててやらなきゃいけないというふうになつたところをかけて、大変な経験もしながら、破綻処理法で、そういった意味で、今回、リーマン・ショックの後に、国際的な議論の場で、急にはかの国がされた、あるいは日本がその面で指導力を発揮して、こうした方がいいんじゃないかとかいうふうな、その辺は大体どんな感じだったのか、お聞かせいただければと思います。

○麻生国務大臣 これは松田先生御指摘のとおり、先ほど言われたのであれば、九七年のアジア通貨危機等々、あの前後の話の、金融国会が開かれた、あのころになりますけれども、こういった経験を踏まえて、預金保険制度とか、また現在の金融危機対応措置、預金保険法の第百二条か、ああいつたようなものを整備してきたんだと思つております。

その後、リーマン・ショックに端を発しまして、金融危機を受けまして、二〇〇八年の十一月、ワシントンのサミット以降、国際的な金融規制改革に関する議論が数々行われてきて、今でもまだ行われておるんですが、そのような場において、いろいろな提案が出されたときは、日本はもうそれは既に終わつておりますと。えつという顔をされることもよくありましたけれども、少なくとも今回でも同じような場がありますので、そういった意味では、二〇一年のカンヌ・サミットで、市場型の金融危機に対応するためということになったので、日本の経験を踏まえつつ、金融機関の実効的な破綻処理というものに対する新たな枠組みが合意されるに至つたというのがその経緯だと思います。

かなり日本は、この金融の部分については課題先進的なところというのは、従来は産業の方だったんですねけれども、最近は金融の方がもしろその部分を發揮しつつあるのか。これは、日本がよくなつているのか他国が悪くなつているのか、どちらがどうかと言われるどちらよつと難しい問題だとは思いますが、少なくとも、数多くの先進国が課題を抱えて押している中で、日本の中央銀行初めかなり安定したものになつて対応しているのが、国際金融における現状と存じます。

○松田委員 大変心強い御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

要するに、システムクリスクが発生するおそがある場合は金融危機対応会議を開いて、これまでも、それをやることによって、預金保険法の第一百二条の第一号措置、資本増強とか、あるいは

第二号措置、ペイオフコスト超の資金援助とか、あるいは第三号措置としての一時国有化とか、そういうスキームがあつたわけですね。そうすると、結局それを預金取扱金融機関でない保険会社とか証券会社にも広げていくというところが、この市場性、市場型の破綻処理、金融危機に対応するというか、そういう趣旨なのか。従来と本質的にどこが違うのか、ちょっとわかりやすく御説明いただければと思います。

○麻生国務大臣 様存のスキームになつておられます金融危機対応措置、今言わされました預金保険法の百二条等々は、これは不良債権型の金融危機、一号とか二号とか、不良債権型の危機に対して銀行の全債務というものを保護するという形から、預金者の信用不安というものによって取りつけ騒ぎが起きるとか、そういう問題を解消して、健全な借り手というものを保護するというものだらうと存じます。

今回の新たな試みであります金融機関の秩序ある処理の枠組みは、これはリーマン・ショックが多分一番直近のあれだと思いますけれども、これが市場型の金融危機とよく訳されておりませんけれども、重要な市場取引というものを履行するに当たりまして、市場参加者の間で連鎖が起きて、オーバーナイトコールが五%もするとか三%もあるとか、とてもないような形になつてきておりましたので、そういった金融市场の機能不全というものをきちっと防止するためであつて、金融システムの安定を確保するというのが、この法律と、この市場型の金融危機スキームに対するものであります。

○松田委員 諸外国で、今回、リーマン・ショック後の金融破綻に対して相当の財政負担で解決して、もうこれは懲り懲りだというので、恐らく、民間の間で、関係者の間で負担せよという一つの大きな命題があつたんだと思いますので、今回も、スキームでは政府の補助というのが、例外的というか、場合によつては行われ得るような書き方がされているんですが、ただ、基本的に、金融

のシステムの安定性というのは、国家がバックに

いて、国家の信用で維持されているという面もあるので、この公的資金の問題というのは最終的にどこが違うのか、ちょっとわかりやすく御説明いただければと思います。

○麻生国務大臣 ば証券会社もあれば保険会社もある、そういうシンフラが金融システムですから。それが一点、避けて通れないということは、もう少しはつきりと言つた方がいいんじゃないかという気もしないであります。要するに、経済社会の重要なインフラが金融システムですから。それが一点、明いただければと思います。

○松田委員 それでも、それぞれ、預金取扱金融機関についてちょっとお伺いしたいと思います。対応措置と同様に、預金保険機構が政府保証により調達した資金の貸し付けを行うということにいたしております。

このように、今回の仕組みも、原則、金融業で負担してください、事後負担をしていただきますよということになつて、最終的にそれが国の信用を背景としておるという点で、少なくとも、その部分が最小限な形で抑えられればと思っております。

○松田委員 でもあります。要するに、経済社会の重要なインフラが金融システムですから。それが一点、避けて通れないということは、もう少しはつきりと言つた方がいいんじゃないかという気もしないであります。要するに、経済社会の重要なインフラが金融システムですから。それが一点、明いただければと思います。

○松田委員 でもあります。要するに、経済社会の重要なインフラが金融システムですから。それが一点、

すので。

○松田委員 有事対応をするためには平時の行政というのがしっかり機能しなきやいけないと思うんですが。その面で見て、私も預金保険機構に出向いていたことがあります。そこで一体どういう分担のルールがつくれるのか、というのもなかなか見えにくいであります。それでも、それぞれ、預金取扱金融機関もあ

る事対応をするためには平時の行政というのがしっかり機能しなきやいけないと思うんですが。その面で見て、私も預金保険機構に出向いていたことがあります。そこで一体どういう分担のルールがつくれるのか、というのもなかなか見えにくいであります。それでも、それぞれ、預金取扱金融機関もあ

ります。

○松田委員 有事対応をするためには平時の行政というのがしっかり機能しなきやいけないと思うんですが。その面で見て、私も預金保険機構に出向いていたことがあります。そこで一体どういう分担のルールがつくれるのか、

○松田委員 また、その費用負担につきましては、金融業全体でセーフティーネットを構築してくださいといふことで、そういう考え方のとどけ、現在の金融危機対応措置と同様に、万一損失が生じた場合は原則として金融業界が事後負担してもらいますよと。事後負担を行うということにしておかないと、これは全部ということになると、それは違いますよ」ということになります。

○松田委員 この間も日本振興銀行の破綻処理がありました。が、あのときの準備においても、破綻に備えていわゆる練習をしなきやいけないんですが、それに必要な情報というのは、預金保険機構の検査部といふのはありますけれども、必ずしも十分を集められるものではない。そのためには、その上で、この負担によって、金融機関の財状況というものが、とても負担に耐え切れぬとかいふことで、ごとに悪化するということになります。すると、これは国内の他行にも影響しますので、そ

の場合は日本の金融システムを著しく毀損させ

ます。

○松田委員 ただ、これは財政事情にもよりますので、なか

な人が出せないんですが、例えば金融庁だけ私

らが見ましても、金融庁というのは、御存じのよ

うに、財務省と違つて八分の一ぐらいたしか人数が

おりませんので、そういう意味では、緊急事態

です。

○松田委員 ながらさらにいろいろなことをやらせるというこ

とになつてゐるんですけども、権限というのが必ずしも十分ではなくて、例えば、金融庁がやつて

ているような金融検査をすることはできないわけ

ですね。

○松田委員 この間も日本振興銀行の破綻処理がありま

た。

○松田委員 有事対応をするためには平時の行政とい

うのがしっかり機能しなきやいけないと思うんで

す。

○松田委員 ただ、これは財政事情にもよりますので、なか

な人が出せないんですが、例えば金融庁だけ私

らが見ましても、金融庁というのは、御存じのよ

うに、財務省と違つて八分の一ぐらいたしか人数が

おりませんので、そういう意味では、緊急事態

です。

○松田委員 ながらさらにいろいろなことをやらせるとい

うのが、とても負担に耐え切れぬとかい

ふことで、ごとに悪化するということになります。

○松田委員 すると、これは国内の他行にも影響しますので、そ

の場合は日本の金融システムを著しく毀損させ

ます。

○松田委員 そのためには、その上で、この負担によ

り、金融機関の財状況というものが、とても負担に耐え切れぬとかい

ふことで、ごとに悪化するということになります。

○松田委員 そのためには

にいつも聞かれては答えに窮していたんですが、外國銀行の支店が預金保険制度の対象にならないというのももうそろそろ見直すべきだ、どの国もそうなつてゐるというふうに聞いていますので、この二点について大臣のお考えをお聞かせいたなければと思います。

○麻生國務大臣 今御指摘のありましたように、預金保険料ということにつきましては、二十四年度の預金保険料ということで、これはいろいろ欧洲の、アメリカよりは欧洲の厳しい財政状況とか金融情勢を考えて、日本の金融システムに及ぼす影響というものもある程度勘案して検討をされたというよう理解しております。その結果、預金保険料率といふものは実効料率で〇・〇八四を維持するということにはしたものの、年度内に金融機関の破綻がなかつた場合は翌年度速やかに〇・〇一四部分を返還します、ただし何か破綻があつた場合は返還しませんという形にさせていただきて、二十四年度に閑しましては金融機関の破綻はありませんでしたので〇・〇・一四部分を返還したものというので、特に問題があると考えているわけではありません。

もう一点、外国の話が出ましたけれども、これ

は将来的な制度のあり方としては、外國銀行支店の預金を預金保険の対象とするということは十分考えられるんだと思つております。日本の場合は、ちょっとと近隣諸国と違つて、自國銀行の力が非常にありますのですから、この種の話はなかなか目に見えてこないところだつたと思ひますが、ビジネスモデルや内部管理体制が日本とは違つて相当程度多様なものにずっと広がつておるが、健全性の確保のための規制を課すということは、これは国際的な協力というものが要求されますので、そういつた現状を踏まえて、少々課題

したがいまして、預金保険制度への加入につきましては、これは将来の課題としては十分に検討しておかなきやならぬ問題なのであって、引き続

きこの問題を検討すると同時に、今般、預金保険の対象外であることなどによって説明義務を課すことなど、預金者の保護というものを外國銀行のことだけは、今の段階としてさせていただいております。

○松田委員 長期的的方向性をできるだけ早く実現していただければと思っております。

あと、今回の法改正で、インサイダー取引関連、あるいは、A-I-J問題に原因があります、年金に原因があります、いわゆる投資一任業者の問題、いろいろ規制を強化する法改正があるんです。が、例えば証券取引等監視委員会を見ましたが、アメリカのSECは人員だけでも三千七百八十五人、日本の証券取引等監視委員会が三百九十二人と、やはりゼロが一つ少ない。これは多分金融検査官もゼロが一つ少ないんじゃないかという状況であります。日本の金融全体について、やはり諸外国に比較して、事後チェック型行政という割には、その体制がまだまだ不十分であるということは否めないと私は思います。

そういう中で、やはりいろいろな問題が起つては、ではこれも規制しなきやいけない、あ

れでもやらなきゃいけないという形で、その都度、では予算要求して、またさらに人員もふやしていく

くということを繰り返していく、どうも、体制が

そもそも不備なのが、いろいろな問題の発生を

防ぐために、行政改革、日本維新的会も大きな政府には賛成し

ていました。これをやめるのであれば、それによ

り、そういう点は幾つかあるのは私どもとしてもよく承知をしているところです

が、そういうたところも含めて、これは貞剣に、

努力をしていかねばならぬと思いますが、いろい

ろな意味で、今後とも、問題点は幾つかあるのは

私どもとしてもよく承知をして、いつまでたつて

いる。その銀行が、もう少し、何といいますか、こ

の世の中の金融の実態に合わせて生産的な分野に

投資していくというのがないと、いつまでたつて

も国債という非常に非生産的な、将来の富を先食

す、建設国債というのは将来に資産を残しますけ

れども、赤字国債というのは何も残さない。将来

の富を先食いしているような運用をしていると、

これが非常に日本経済を弱くしているというか、

ばかりかしい状況を導いているというのが私のか

ねてからの認識で。

そこで、よく貯蓄から投資などといいますけれども、次のページは、家計資産構成、日本は現

金、預金の比重が高いと、この実態からすると、ほとんどの家計の貯蓄が、やはり銀行に行つてい

る。その銀行が、もう少し、何といいますか、こ

の世の中の金融の実態に合わせて生産的な分野に

投資していくというのがないと、いつまでたつて

いる。その世の中の金融の実態に合わせて生産的な分野に

投資していくかに脱却するかというのが、私は日本経

済最大の課題だと思うんですが、そういう意味

で、A-I-J事件の背景にも、実は、予定運用利回

りを確保できるような金融メカニズムがなかつた

とか、例えばベンチャーキャピタルが不足してい

きやいけない面もあるうかと思います。その辺に付けての大臣のお考えをちょっとお聞かせいたただ

ければと思います。

お手元の資料をちょっとおめくりいただきます

と、二枚目でございますが、これは日銀のいつも

出している資金循環統計の中からなんですが、日

本のいわゆる個人金融資産、ちょうどこれは、十

せんので、規制を緩和してといつて、規制を完全

に緩和したら、交通規制なしで交通ルールが守れ

るかと。そんなことはありませんので、やはり交

通規制はきちっとせないかね等々、規制と緩和の

話というのは、常に両方で考えはいかぬところ

だと思っております。

いずれにしても、今後、投資者の保護といふこ

とを考えませんと、日本の場合も、フローからス

トックの部分がどんどんふえてきておりますの

で、したがいまして、いわゆるお金投資すると

いう方がふえてくるということになってきます

と、いわゆる金融庁の証券取引等監視委員会が

持つている役割というのはかなり重要性を増して

くるんだと思っております。

したがいまして、これの強化を図つていくとい

うことを、この種の話が起きるたびに皆言つてお

られますけれども、何となく、肝心の人間の絶対

量が不足しているんだと私はそう思つております。

いろいろな意味で、機械化が進む、電子化が

進む、IT化が進むといつても、最後のところは

人間がやらねばならぬ。しかも、その人間はかな

り経験者でないとやれないということになつてき

ておりますので、そういう意味では、人材の登

用とか育成とか、また検査とか監督の手法とか、

いろいろ手が込んだものにさらになつていくんだ

と思いますので、そういうものに対する予防の

開発等々を図つしていくためには、これは最大限の

努力をしていかねばならぬと思いますが、いろい

ろな意味で、今後とも、問題点は幾つかあるのは

私どもとしてもよく承知をして、いつまでたつて

いる。その銀行が、もう少し、何といいますか、こ

の世の中の金融の実態に合わせて生産的な分野に

投資していくかに脱却するかというのが、私は日本経

済最大の課題だと思うんですが、そういう意味

で、A-I-J事件の背景にも、実は、予定運用利回

りを確保できるような金融メカニズムがなかつた

とか、例えばベンチャーキャピタルが不足してい

た、プライベートエクイティーが不足していたとかということがあると思います。

それから、もう時間がないのでまとめて言いますと、今回、5%ルールについて、弾力化措置はリスクテークという意味で私も大変評価していませんけれども、エクイティ型のファイナンスというものが、銀行が直接いろいろな事業にかかわりながらやっていく、単に、第三者的なところに融資して、金利を取るために銀行があるというのではなくて、やはり、事業に自分もかかわっていくということをやつしていくというのも時代の流れだと思います。そういった意味で、私は、むしろ、グラス・スティーガル法自体の、銀証分離の基本的な枠組み自体もそろそろ議論しなきゃいけないかなという気がしております。

○麻生國務大臣 今、二つ、三つ、ばたばたと言わされましたのであれども、一般論として、ベンチャーキャピタルとかプライベートエクイティみたいな話のような、いろいろな形の資金供給が出てきて、リスク性のある資金を提供するものが出てくるということは、持続的な経済成長を進めていくためには、先ほど頂戴した、個人金融資産で一千五百兆 現金、預金が五五%といふのは、どう考えても、よほど株屋が信用されないのか何か知りませんけれども、ちょっと極端だなという感じが、正直、となたでもそう思われるなんだと思いますが、この十数年デフレですから、金の力が上がっていますので、少なくとも、物を買うよりは現金を持つてた方が金の価値が上がったということであろうとは存じますけれども。

こういったようなことありますので、所管外なので、運用先についてあえて申し上げるということは控えさせていただきますけれども、いたしました、私ども金融庁として、経済の成長を促していくためには、金融行政が産業とかといふことがあります。

零細企業、中小企業の背中を押してやるというようですが、昨年のリスクテークという意味で私も大変評価していませんけれども、エクイティ型のファイナンスというものが、銀行が直接いろいろな事業にかかわりながらやっていく、単に、第三者的なところに融資して、金利を取るために銀行があるというのではなくて、やはり、事業に自分もかかわっていくということをやつしていくというのも時代の流れだと思います。うな取り組みを強化しない限りはなかなか難しいのが、銀行が直接いろいろな事業にかかわりながらやっていく、単に、第三者的なところに融資して、金利を取るために銀行があるというのではなくて、やはり、事業に自分もかかわっていくということをやつしていくというのも時代の流れだと思います。

○島尻大臣政務官 御答弁申し上げたいと思いま

す。

今般の改正法案では、企業の通常の業務、活動に支障が生じないように留意をしながら、不正な情報伝達・取引推奨行為が規制の対象となるようになりますが、経済の成長に資するというところに支障が生じないように留意をしながら、不正な

行為を規制対象としているところでございます。この目的があるか否かは、行為者の主観的な要素でございまして、行為者自身や関係者の供述、伝達、推奨を行った経緯、状況、取引の資金あるいは取引利益の流れなどに基づいて、総合的に判断されることになるということを考えてございます。

○小池(政)委員 どうもありがとうございました。

以上です。

○松田委員長 次に、小池政就君。

○小池(政)委員 みんなの党の小池政就です。

○島尻大臣政務官 御答弁申し上げたいと思いま

のでしようか。細かい規定というのは今考えられているのでしょうか。

○島尻大臣政務官 御答弁申し上げたいと思いま

す。

○島尻大臣政務官 御答弁申し上げたいと思いま

す。

○島尻大臣政務官 御答弁申し上げたいと思いま

す。

これは、裁判の際には主に自白や情況証拠等に頼ることになると思うんですが、例えば、昨年の日興コーディアル証券の件におきまして、情報伝達者の元役員が未公表のTOB情報を漏らしたという事件がありましたが、これも結局は、判決は、この元役員が株購入の判断に関連していないことから、共犯性が否定されております。

また、このときに和仁亮裕弁護士という方がお

べているんですけども、このインサイダーの件に関しましては、動機の立証が非常に難しいといふこともあります。そこで、インサイダー取引の教唆や帮助で有罪となつた例はほとんどないという指摘もあるところであります。

○島尻大臣政務官 この目的、機能しないのでは

ないかということでございますが、今般の改正法

案では、やはり、一歩進んでというか、一歩踏み込んだ改正ということを金融庁としては考えて

いるところでございまして、繰り返しになりますけれども、今申し上げたようないろいろな、供述なども、今申上げたようなことを考えております。

○島尻大臣政務官 この目的、機能しないのでは

ないかということでございますが、今般の改正法

案では、やはり、一歩進んでというか、一歩踏み

込んだ改正ということを金融庁としては考えて

いるところでございまして、繰り返しになりますけれども、今申上げたようなことを考えております。

○島尻大臣政務官 この目的、機能しないのでは

ないかということでございますが、今般の改正法

案では、やはり、一歩進んでというか、一歩踏み

込んだ改正ということを金融庁としては考えて

いるところでございまして、繰り返しになりますけれども

ただ、今少ない人員だからといって手を抜いているわけではないので、少ない人員でやるから手がかかるといふことは確かに、あれが遅いとかいうのは、そういった反面、我々としては、その種の非難を受けていることも知った上で、今懸念に対応していかねばならぬと思っております。

○小池(政)委員 少ない人員で頑張っているという話ですけれども、少ない人員でも、やはり質とそれから審査のプロセスも考えなければいけないというのが今回の事案からも浮き彫りになつておなりまして、それをしっかりと、先ほどの話でもありました、海外との連携以前の話だと思い強める一方でそこができないれば全く意味がないなつてしましますので、ぜひまた前向きにこれからも取り組んでいただきたいと思います。

○金田委員長 この際、暫時休憩をいたします。
午後零時三分休憩

○金田委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

この提案されている法案の内容は大きく五つあるということですが、それぞれ別の内容なんですね。破綻処理は預金保険法の改正でありますし、資本性資金の供給強化というものは銀行法の改正でありますし、インサイダー・資金運用規制などは金融法の改正であります。別々に本来なら出すべきものでありますと、十把一からげでこういう形で出ます。これは、大臣、何でこんなに一つにしちゃつたんですか。

○麻生国務大臣 どうい理由で一緒にしたか。皆さんの方の審議を促進させるためだと思います。

○佐々木(憲)委員 つまり、まともな質問をやらず、すいすい通そうというような意図があったとしたら、これは非常に重大な問題ですよ。こういう重要なものが五つ入っているものを一本にすらが。

○小池(政)委員 う話をすけれども、少ない人員でも、やはり質と問題だと思います。

何かありますか。

○麻生国務大臣 提案理由を説明したときにおられたと思うんですけども、あのときにきちんと御説明申し上げたと思います。「喫緊の課題となつております。このような状況を踏まえ」と言つて、きちんと提案理由のときに説明を申し上げたので、改めて聞かれましたので今のような答弁をさせていただいたので、何となく、今のとり方によると、妙にひつかかれてこられるなと思いましたけれども、申し上げたとおりであります。

○佐々木(憲)委員 この出し方にひつかかれたのですから、そういうふうにお聞きしたんです。これは、本来なら、きちつと一つ一つ時間をとつて質疑をして、内容を吟味した上で、その上で採決をしていくというのが筋だと私は思つております。

○佐々木(憲)委員 まず、金融機関の秩序ある処理の枠組みという柱であります。

これまでの金融機関の危機対応のための仕組みとして預金保険というものがありますが、金融機関が負担する保険料で成り立っています。預金保険の責任準備金の残高は今幾らになつてあるのか、確認をしておきたいと思います。

○細溝政府参考人 手元に資料がございませんが、約一兆円前後だったと記憶しております。

○佐々木(憲)委員 たしか、一兆円を超えていたはずですね。預金保険の対象となつてきたのは、これまで手元に資料がございませんが、約一兆円前後だったと記憶しております。

○島尻大臣政務官 はい、そのとおりでござります。理解でよろしいですか。

○佐々木(憲)委員 つまり、預金者を保護するための金融機関の保険制度が、今度は証券会社の破綻処理、こういうものに使われる、あるいは金融商品取引業者の破綻処理に使われる。

例えば、証券会社の破綻が仮にあった場合に、なぜ銀行とか預金者が負担しなければいけないのか。その理由はどこにあるんでしょう。

○島尻大臣政務官 金融機関の秩序ある処理に伴う費用負担については、金融市场、金融業全体でセーフティーネットを構築するという制度の基本的な考え方のとて、万一損失が生じた場合の負担は金融業界の事後負担というものを原則としているところでございますが、これは現在の金融危機対応措置と同様でございます。

金融機関の具体的な費用負担については、現在の金融危機対応措置における費用負担のあり方を参考にしつつ、今後詳細に検討していくことでござりますけれども、制度の基本的考え方を含めて、銀行等からも理解されているものと考えております。

なお、金融機関の秩序ある処理において、銀行預金に係る預金保険料が充当されることとは現時点では想定しておらず、銀行の預金者からも理解されるものと考えております。

○佐々木(憲)委員 今回の法案は、預金保険機構による資金調達に政府保証を付すとしておりますが、これはどんな事態を想定しているんでしょうか。

○森本政府参考人 お答えいたします。

金融市場が危機的状況にある中で、預金保険機構が、政府保証によりまして資金調達をし、その措置の対象となつている金融機関に流動性供給や

資金援助を行うことによりまして、重要な市場取引等を履行させるということを考えております。こうしたことによりまして、市場を通じた連鎖的な危機の伝播を防ごうとするものでございます。

○佐々木(憲)委員 本来なら、金融機関、銀行業界、それから証券とか保険もそうかもしれませんけれども、そういう業界の中で相互扶助的に負担をしてそういう事態に備えるというのが基本であります。が、その中に、この政府保証ということになつていてますと、最終的には税金で面倒を見ることがあります。

それから、流動性供給、資金援助等の措置といふことでありますが、これはどうすることを想定しております。

○森本政府参考人 金融機関が債務超過でない場合につきましては、預金保険機構が流動性を供給いたしまして、重要な市場取引を約定どおり履行させるということでございます。

一方、金融機関が債務超過等である場合は、重要な市場取引等を承継金融機関等に迅速に引き継ぎまして、そこに対しまして資金援助を行うことによりまして、当該債務を履行させる。これによりまして、市場型の金融危機を防ぐということを考えております。

○佐々木(憲)委員 これは、財政負担ということなんでしょうか。

○森本政府参考人 こうした措置をとりますと、損失が発生する可能性もあるわけでございます。

○佐々木(憲)委員 そうした費用負担につきましては、金融業界によります事後負担、これを原則としております。

ただし、例外的に、事後負担の徴求をいたしますと金融機関の財務状況を著しく悪化させまして我が国金融市场その他の金融システムの著しい混乱を生ずるおそれがあるといった場合には、現在の危機対応措置でも同様でございますが、政府補助も可能であるというふうにしておるところでございます。

○佐々木(憲)委員 これは、これまでも、金融危機以降、我々は、銀行を救済するというような形で税金を投入することになるということで、批判的な態度をとつてしましました。今回のこの措置も、それをさらに拡大するとということになつております。

債務超過でない場合、必要に応じ、資金増強も可能だと。これは、要するに、金融機関に経営不安が若干ある、それが金融システム全体に影響を及ぼす可能性がある、つまり、破綻する前の段階でそういうものを見て資金増強を行うというものでありまして、そうすると、最終的な負担が国の財政の方に回つてくる、そういう危険が私はあると思うんですね。しかも、政府補助を行うことが可能になるとなつております。

○麻生国務大臣 基本的には、これは財政負担、税金投入、こう理解してよろしいでしょうか。そういう場合は、当然、予算計上しなければならぬと思いますが、いかがでしようか。

○麻生国務大臣 この政府補助というのは、これは財政負担の微収等々によって金融機関の状況というのを著しく悪化させ、日本の金融市场その他金融システムに著しい混乱が生じるおそれがあるといった例外的な場合には、現在の金融危機対応措置と同様に、政府補助も可能としていることであつて、かつて、これはアイルランド等々で似たような状態が起きて、国の財政状態は極めてよかつたにもかかわらず、銀行の破綻によって全銀行が破綻し、国民のいわゆる預金等々全てとくに状態になつて、アイルランドの政府が介入し、アイルランド政府が財政破綻ということに至

るちょっと寸前まで行つた、御記憶のとおりであります。

○佐々木(憲)委員 これは、予算上はあらかじめ計上するんですか、それとも、そのとき対応するという形になるんでしようか。

○佐々木(憲)委員 今からあらかじめ、どの銀行がどれだけの破綻を来すであろうということを予想しているわけではございませんので、今のうちから予算を計上しているわけではございません。

○佐々木(憲)委員 このスキーム全体として、私は、銀行だけではなくて、さらに証券会社、保険会社、そういうところにまで最終的には財政的な支援も含む支援措置を決めるものであるというふうに思つております。これは、至れり尽くせりであり、ちょっとやり過ぎだと思つております。

リーマン・ブラザーズから学ぶべきことは、これまでの欧米それから日本、各国で金融緩和が行われて、例えは銀行、証券の分離の原則というのが形骸化する、そういう中であのよなバブルの発生、新しい金融商品の開発等々が行われて、大変な金融危機に陥つたわけであります。したがつて、投機的な金融市场にならないように、どのようにルール化し、規制するかということなどが大事であります。そちらの方は余り見えてこないんです。ところが、それをやらないで、銀行から保険から証券にまで破綻処理したときの公的資金投入のスキームをつくる、これはちょっとと本末転倒だというふうに私は思います。

ただ、事後負担の微収等々によって金融機関の状況といふのを著しく悪化させ、日本の金融市场その他金融システムに著しい混乱が生じるおそれがあるといった例外的な場合には、現在の金融危機対応措置と同様に、政府補助も可能としていることであつて、かつて、これはアイルランド等々で似たような状態が起きて、国の財政状態は極めてよかつたにもかかわらず、銀行の破綻によって全銀行が破綻し、国民のいわゆる預金等々全てとくに状態になつて、アイルランドの政府が介入し、アイルランド政府が財政破綻ということに至

る実の公表前に取引をさせることにより利益を得ざる目的で情報伝達・取引推奨を行つた場合を規制の対象としております。

○佐々木(憲)委員 ということは、単にインサイダー情報を伝達する、あるいは取引推奨行為がある、それだけでは処罰の対象にはならない。

つまり、目的を持つているかいないか、これが肝要であつて、そういう目的を持つていれば刑事罰や課徴金の賦課の対象になる。しかし、目的は、そういうものを説明はできないんだけれども、あるいは目的を持つていないということがあれば、単なるインサイダー情報の伝達・取引推奨行為があつたというだけなら処罰の対象にならない、こういうことですか。

○森本政府参考人 お答えいたします。

企業は、資金調達でありますとか事業提携等を行います場合に、内部情報を持む情報について意見交換等を行う必要がございます。

○森本政府参考人 お答えいたしました。

企業は、資金調達でありますとか事業提携等を行います場合に、内部情報を持む情報について意見交換等を行つたわけではありません。

さかほつて今申しましたような正常な企業活動等に基づいて情報伝達が行われた場合も、これは規制の対象だということになりますと、経済活動を阻害するおそれがございますので、そうした観点から、先生御指摘のよう目的要件を設けておるところでございます。

○佐々木(憲)委員 これはなかなか判断が困難だと思います。

つまり、利益を得させたり損失を回避させるという目的を持つてやつてゐるのかいないのか、情報報を流すときに利益を得させようとして情報を流しているのかどうか、それは主觀的なことあります。それは至難のわざじゃないかと思いますけれども、いかがですか。

○森本政府参考人 お答えいたします。

利益を得させる目的であるか否かにつきましては、行為者自身の供述のほか、関係者の供述、それから伝達・推奨の相手方との関係、あるいは伝達・推奨を行つた経緯、状況、取引資金、取引利

益の流れなどに基づきまして、総合的に立証していくものと考えております。

○佐々木(憲)委員 それがなかなか難しいんです。

目的を持ってやつてゐるのかないのかというのには、その人の主觀的な問題であつて、それをどのように客観的に評価できるか。本人は、いや、そんな目的はありませんよ。通常の意見交換あるいは情報交換であります問題ないんだ、こういったらどううと。一体どうやってそれが証明できるか。

これは、こういう目的を持つてゐるかいないかということで判断をするということになりますと、ほとんど証明が難しい、すり抜けになる可能性があるというふうに思います。

しかも、その上に、情報伝達・取引推奨が投資判断を促して実際に取引が行われたことを要件とする、こうしているんですね。つまり、インサイダー情報を伝達したり取引を推奨するという行為があつても、実際に取引が行われていてなければ处罚の対象にはならない、こういうことですか。

○島尻大臣政務官 お答え申し上げます。

情報伝達・取引推奨行為に対する規制はインサイダー取引の未然防止を図るものであることを踏まえれば、実際にインサイダー取引に結びついた場合に処罰対象とすることが適當だと考えられます。

また、実際にインサイダー取引に結びつかないような場合にも処罰の対象となり得ることとした場合には、企業の通常の業務、活動に萎縮効果が生じ、本来必要な情報の流通に支障が生じるという指摘も実際につながりました。こうしたことから、今般の改正法案では、取引要件を設けることとしたところでございます。

なお、証券会社に対しては、業規制において未だ、推奨を行つた経緯、状況、取引資金、取引利

データ情報が漏えいをいたしまして、インサイダー取引が行われたことが発覚をし、行政処分が行われる事態に至ったということは、極めて遺憾でございます。

金融庁といたしましては、こうした問題の発生を受けて、法人関係情報の管理体制を監督上の重要事項と位置づけまして、管理体制の検証を行っているところでございまして、今後とも、仮に問題が認められる場合には、法令にのっとり、適切に対処することとしております。

○鈴木(克)委員 まさに、内部管理そしてコンプライアンスというのは、証券会社にとって生命線だと私は思っておりますが、いずれにしても、こういうような問題が現実に起きているということあります。それはやはり、監督官庁である責任というのは非常に重いものがあるというふうに私は思っておりますので、ぜひ、まさに再發のないように、徹底的な管理、指導をお願いしてきました。このように思っております。

では、三番目に、証券取引等監視委員会の検査についてお伺いをしていきます。

先ほどの佐々木委員に対する監視委員会の答弁というのは、もちろん、長かったということはともかくとしましても、極めて私は不満足であります。

もう一度お伺いをしたいというふうに思っていますが、A I J のような投資一任業者に対する検査は、証券取引等監視委員会の体制ももちろん限られておるということはわかります。しかし、一律、定期的な検査ではなくて、各情報による検査が行われていた、先ほどのお話をとおりです。

A I J については、平成十七年度以降、監視委員会の情報受付窓口に四件の情報が入っていた、先ほどのお話のとおりであります、そして、検査に入ったのは平成二十四年になつてからということであります。誰が見ても、これは遅きに失してあります。

先ほどの答弁では、遅くなかった、そして、適正であったというようなニュアンスの答弁であつ

たわけであります。これは、全く反省をしていない、そんな態度ではこれからもそういう事案が発生する可能性があるな、このように私は思つておられます。

一方、アイテイー・エム証券には、二〇〇六年と二〇〇九年に定期検査に入つた、このように伺つております。特に、二〇〇九年は、年金運用の情報誌に、社名こそ伏せてあつたわけですが、A I J について警告したと思われる記事が掲載されました。

そんなことがあっても当局はいわゆる不正に気づかなかつた、結果的にはそういうふうに言えるんじゃないかなと思います。A I J は、当局からお墨つきを得た、逆に、それをいわゆる売り込みました、こういうことも聞いておるわけであります。

当局の検査が不十分で逆に被害を拡大させた、そういうような責任は感じてみえるのかどうか、そこについて御答弁をいただきたいと思います。

○岳野政府参考人 A I J の事案が、結果として、これまで長年にわたり発見できませんでした、中小零細企業の役職員等の年金資金が毀損したこと、検査部局でござります証券取引等監視委員会といたしましても、まことに遺憾でございます。

この事案を受けまして、私どもも反省すべきことは反省するという思いでおりまして、まず、投資一任業者につきましては、金融庁による一斉調査の結果等を踏まえまして、集中的な検査を行うこととし、現在も継続中でございます。

それから、二番目でございますが、情報の問題につきまして、先ほど佐々木先生にもお話ししたことになりますけれども、年金運用に関する情報の収集、分析体制を強化したいと思つております。四件の情報があつたから、なかつたから検査がどうのというのではなくて、私どもとしてはやはり年金の機関投資家の運用のところの情報が

る積極的かつ質の高い分析を行つて、投資一任業者の検査に反映させるという取り組みをしているところでございます。

いずれにいたしましても、監視委員会といたしましては、今後とも、限られた人的資源を的確に効率的に活用しながら、より一層、情報収集、分析能力やリスク感度を高めていく方針でございまして、こうした取り組みにより投資者保護の万全に努力をしてまいりたいと思っております。

○鈴木(克)委員 今御答弁いただいたんですが、四件の通報といいますか、情報があるなしにかかわらずというお話をあつたわけですが、あつたにもかかわらずそれができなかつた、こういうことですから、それは本当に、文字どおり、二度とういうことのないようにつしかりやついていただかなきやいけない、このように思つております。

さて、続いて、M R I 事件と投資家保護という観点で御質問をさせていただきたいと思います。最近も、まさに先ほどのA I J をほうふつさせた事件がありました。四月二十六日に行政処分を受けたM R I インターナショナルはアメリカの会社であります、日本でも第二種金融商品取引業の登録をして、主に個人投資家向けに販売、勧説したファンドの資金の大半が消失した可能性があるということであります。

こんな事件がなぜまた起つたのか、それから、事件の概要、現時点で判断している事実、被害回復の状況、これまで検査に入った時期について詳しく述べます。

○岳野政府参考人 M R I インターナショナル社についてお尋ねがございました。

M R I インターナショナル社は、アメリカのネバダ州ラスベガス市に本店を置きます法人でございます。

まず、端的な御説明をさせていただきます。

M R I インターナショナルのよう、ファンドを販売する第二種金融商品取引業者につきましては、もともとは証券取引法上の業規制はなかつたわけでございます。平成十九年の金融商

品取引法制定時に新たに規制対象となつてまいりました、その後、金融庁証券取引等監視委員会といたしましては、限られたマンパワーのもとではございますが、検査監督に努めてきた業態でございます。

こうした中で、M R I 社につきましては、昨年の十二月にM R I 社の投資家から、当社の配当が遅延しているという、当社の運営状況に係る具体的かつ重要な情報が監視委員会に寄せられたわけでございます。これを踏まえまして、監視委員会と監督当局は緊密に連携いたしまして、直ちに検査に向けた準備を行いました。また、アメリカの法人でございますので、アメリカのS E C にも協力を求めつつ、本年三月四日に監視委員会として初めて立入検査に入つたわけでございます。

検査の結果、顧客に対する勧説をおきまして、出資金の用途等について虚偽の説明をするなどの重大な法令違反行為が認められましたことから、監視委員会といたしまして、四月二十六日、行政処分を行うよう金融庁に勧告を行いました。その後、金融庁では、同日、直ちに当社の登録を取り消したところでございます。

また、私ども証券取引等監視委員会は、同じく四月二十六日、金商法違反の嫌疑で強制調査に着手しております。今後、刑事告発を視野に犯則調査を進め、事案の実態解明に全力を挙げていく所存でございます。

なお、被害回復についてでございますけれども、民事の手続で解決が求められる事項でございますが、五月二日に被害者弁護団が結成されたと承知しております。

○鈴木(克)委員 詳しく御説明をいただきました。

いずれにしても、今後、きちっとした解明を進めていただきたい、このことをお願い申し上げます。

統いて、今回の金商法の改正案では、A I J の再発防止策として、投資一任業者等に対する罰則

なつたりしますけれども、そういうたよなものと合わせた全体的なもののいわゆるトータルリターン、最近みんな片假名が多いんですが、簡単に言えば、全体の投資損益を投資された各投資家にきちんと通知するという仕組みを導入する予定であります。

すなわち、煩雑に配当をするところも、ちゃんと全体としてはこうですよといつて一タルリターンの話をさせていただく、そういう仕組みの詳細を業界全体として検討しておられるようですがれども、いわゆる健全な投資信託というものが発展するということは、今後日本がいわゆるフローからストックへというような感じで、一千五百何十兆も個人金融資産を持つて、そのうち、先ほどの佐々木さんの資料だと八百何十兆も現預金があるというような話になりますと、それがこういった投資信託等々に回っていくのは自然の流れだと思っております。

そういう流れになつていくに当たって、今言われたような何となくいかがわしい、怪しげな投資信託というようなものがはびこる等々によつて、善意の第三者というか、そういう方々がせつかくためたストックを丸損するとかいうような形になるのを断固避けるという意味で、先ほど言われたように、きちんとしたものがあらかじめわかるということが大事で、何となくそういうことがわからぬからみんな結果的に現預金だけが一番確実ということになるんだと思います。

そういうふたよなものの信用をこれからさらに上げていくことを考へるのは、これは業界の方も努力してもらわぬと、取り締まる方だけが幾らやつたてきんとしたものにはなりやしないのであつて、投資信託会社も努力してもらうというのは大事なところだ、私どもはそう思つております。

○金田委員長 時間が参りました。
○鈴木(克)委員 ありがとうございました。終わります。
○金田委員長 次回は、明二十二日水曜日午前九

時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することといたしまして、本日は、これにて散会をいたします。
午後二時三十三分散会

平成二十五年六月三日印刷

平成二十五年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C